

## 知的資産に係る今後の課題：情報開示を中心として

平 21 年 8 月 5 日

日本公認会計士協会

### 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| はじめに .....                          | 1  |
| Ⅰ 知的資産に関するこれまでの活動の概要 .....          | 2  |
| Ⅱ 知的資産に係る非財務情報が必要とされる背景 .....       | 5  |
| Ⅲ 知的資産情報開示に関連するフレームワーク .....        | 10 |
| Ⅳ 知的資産に係るKPI .....                  | 26 |
| Ⅴ 開示フレームワーク等の策定プロセス .....           | 30 |
| Ⅵ 知的資産情報の開示とXBRL .....              | 31 |
| Ⅶ 知的資産情報開示に対する保証 .....              | 34 |
| Ⅷ 今後の課題 .....                       | 35 |
| 資料1 知的資産に関連した動き .....               | 38 |
| 資料2 各国・各地域での知的資産情報開示に関する活動の概要 ..... | 41 |
| 資料3 参考文献 .....                      | 57 |

## はじめに

日本公認会計士協会では、これまで知的資産<sup>1</sup>に関する情報の開示について検討を行っており、平成18年7月には経営研究調査会研究報告第29号「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」（以下「研究報告29号」という。）を公表したところである。研究報告29号は、経済産業省から示された知的資産経営報告書<sup>2</sup>を中心として、各国の知的資産に係る情報開示の状況と、このような情報開示に対する公認会計士の役割について取りまとめを行ったものである。

研究報告29号公表後、知的資産に係る情報の開示に関して検討を行うことを目的としたWorld Intellectual Capital/Assets Initiative<sup>3</sup>（ワールド知的資本／資産イニシアティブ。以下「WICI」という。）を、日米欧の三極が中心となって設立する動きがある。現在、国際組織としては正式に設立されてはいないが、推進団体である経済産業省、早稲田大学及び米国のEnhanced Business Reporting Consortium（事業報告改善コンソーシアム。以下「EBRC」という。）が中心となり、上記の知的資産経営報告書とEBRCの開示フレームワークに基づいて、情報開示のフレームワーク案を提案しているとともに、日米欧三極の推進団体が分担して、業界別にどのようなKPI（Key Performance Indicator、主要業績指標）を開示していくべきか検討しており、更にXBRLによる開示を前提としたタクソノミ化も行っている。

そこで、こうした動きもあることから本研究資料では、研究報告29号で一部紹介したところであるが、知的資産に係るこれまでの動きの概要を一望することを目的として、日米欧でのこれまでの検討を網羅的に紹介し、次に知的資産に関する今後の課題を整理した。

本研究資料の構成は次のとおりである。まず、日米欧における知的資産の情報開示等に係る検討の概要を説明し（第Ⅰ章）、これらの検討の背景を整理する（第Ⅱ章）。

---

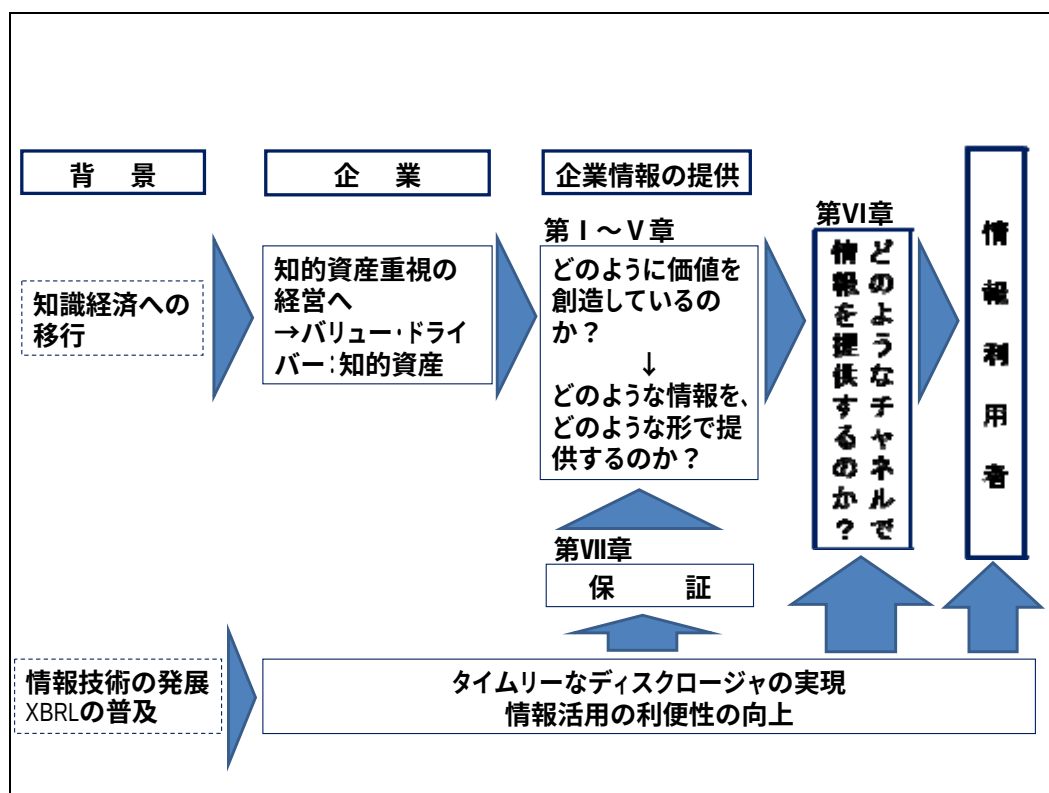
<sup>1</sup> 知的資産、無形資産、知的資本、知識資産等、様々な用語が用いられているが、当報告書では、経済産業省から平成21年3月に公表された「知的資産経営評価融資の秘訣」の整理を用いて、「知的資産」の用語を用いている。なお、当報告書では、知的資産を「企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランドなど）、組織力、企業理念、顧客とのネットワーク等、財務諸表に表れにくい経営資源の総称」（p.1）と定義している。

<sup>2</sup> 経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン」（平成17年10月）参照

<sup>3</sup> 推進団体は、経済協力開発機構（OECD）、経済産業省、EBRC、ヨーロッパ財務アナリスト協会知的資本委員会、フェラーラ大学及び早稲田大学である。当組織の目的は以下のとおりである。

- ① 事業のマネジメントと報告のためのフレームワークの開発
- ② 企業共通及び産業別のKPI群の作成
- ③ 事業戦略、知的及び関連する資産／資本を非財務情報として開示するタクソノミーの開発
- ④ 知的資産／資本経営とその開示に関する実践例の研究と成果の共有
- ⑤ 新たなビジネス・レポーティング報告の信頼性保証に関する研究
- ⑥ 国内関係機関及び国際機関への情報の提供と共有及び協力関係の構築

次に、これまでに提案されてきたフレームワークと（第Ⅲ章）、フレームワークの中で重視されているKPI（Key Performance Indicator）に関するこれまでの検討を整理し（第Ⅳ章）、特に開示を前提としたフレームワーク等の作成プロセスに関する提案をみる（第Ⅴ章）。また、昨今の情報技術の進歩とXBRLの普及により、知的資産に係る情報を、XBRLを通じて行うことが検討されていることから、XBRLと知的資産情報の関係を整理する（第Ⅵ章）。最後に、研究報告29号で既に検討が行われているが、知的資産情報に対する保証の議論を整理する（第Ⅶ章）。



【図1】本研究資料の構成

## I 知的資産に関するこれまでの活動の概要

日米欧における知的資産に係るこれまでの活動の概要は以下のようなものである<sup>4</sup>。なお、本研究資料の資料1では、知的資産の情報開示に関するこれまでの活動を時系列に要約した表を示しており、資料2では本研究資料本文で触れていない様々な活動等の概要を説明している。

<sup>4</sup> 時系列によるこれまでの活動の概要は、山本英一・俣野敏道「知的財産政策の新展開（第3部・完）世界的潮流の知的資産」（知財ぷりずむ、2009年4月号）に簡潔に要約されている。

## 1. 米国

知的資産の開示に関して、欧米では概ね1990年前後から検討が行われている。米国では1994年にアメリカ公認会計士協会（以下「AICPA」という。）からジェンキンス報告書<sup>5</sup>が公表され、事業報告（Business Reporting）を提案したが、その後のエンロン事件等の発生により検討が停滞してしまった。しかしながら、2002年にAICPAはEnhanced Business Reportingに関する検討委員会を設置し、2005年にはAICPAが中心となってEBRCを設立した<sup>6</sup>。また、証券取引委員会（以下「SEC」という。）ではAdvisory Committee on Improvements to Financial Reporting（財務報告の改善に関する委員会）を設置し、2008年8月に公表された最終報告書では、勧告4.3にてKPI等を含めた非財務情報の開示に関して検討を行うことを勧告している<sup>7</sup>。

EBRCが2006年に公表した公開草案において、企業のバリュー・ドライバーはKPIや定性的な記述を通じて開示できるとしている。

「企業所有者、経営者、債権者といったステークホルダーが、よりよい意思決定をするためには、当該企業の価値の源泉となる事業上の重要な要素に関する情報が必要である。このような要素は、財務又は非財務の主要業績指標（key performance indicators）を通じて計数的に測定されるか、あるいは事業上の機会、リスク、戦略、計画といった定性的な要因である。これらすべてによって、企業のキャッシュ・フローや利益の質、持続可能性及び実現可能性を評価することが可能となる。」<sup>8</sup>

SECの財務報告の改善に関する委員会最終報告でも、上記の文章を引用しつつ、下記の勧告を行っている。

### 勧告4.3

「SECは、企業がビジネス・レポートにおいて主要業績指標（KPI）を利用するベスト・プラクティスを開発することを目的とした民間部門の活動を促進すべきである。SECは、理解可能であり、一貫性があり、目的適合的であり、かつ比較可能なKPIを、適切な活動に対して、適当な場合には産業別のものを創出するため

<sup>5</sup> Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting, 1994（八田進二・橋本尚訳「アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書 事業報告革命」白桃書房、2001年）。AICPAのSpecial Committee on Financial Reportingの報告書であり、当委員会の委員長がEdmund L. Jenkinsであったことから、一般にJenkins Committeeと呼ばれている。

<sup>6</sup> 設立メンバーは、AICPA、Grant Thornton LLP、Microsoft Corporation、PricewaterhouseCoopers LLPの4者である。

<sup>7</sup> 当報告書は財務報告全般に関して、①会計基準の複雑さ、②基準設定のプロセス、③監査のプロセス及び④財務情報の伝達という四つの観点から、25の勧告を行っている。勧告4.3は④財務情報の伝達における五つの勧告の中の一つである。

<sup>8</sup> EBRC “The Enhanced Business Reporting Framework for Private Companies (Exposure Draft)” 2006, p. 2

に、情報提供者、（アナリストを含む。）投資家、そしてKPI類似の考え方を長きにわたって支援してきた団体その他の関係する参加者を含む民間部門の交流を促進すべきである。SECはまた、企業が每期継続して、企業特有のKPIを提供し、説明し、首尾一貫して開示することを促進すべきである。SECは、MD&Aその他の企業情報開示において、KPIの開示に関する解釈指針を拡張することを検討すべきである。」<sup>9</sup>

米国における検討は、主として投資家及び債権者の情報ニーズに対応することが中心となってきたといえるであろう。すなわち、既存の財務報告の説明能力が低下しているのではないか、という問題意識から、情報提供者と投資家等の情報利用者との間の情報の非対称性を解消するために、どのような情報開示を行っていくのがよいのか検討が行われてきている。もう一つ特徴的なことは、財務報告の改善に関する委員会報告書の勧告4.3で示されているように、民間による自主的な検討と開示を優先し、SEC等の政府機関に対しては、このような民間における活動の促進をサポートするように促されていることである。

## 2. 欧州

欧州においては、北欧の一部の企業を中心にして知的資本の活用と開示の実務の経験が積まれたが<sup>10</sup>、EUのプロジェクトとして、1998年にMERITUMプロジェクト（Measuring Intangibles to Understand and Improve Innovation Management）、1999年にPRISMプロジェクト（Policy Making, Reporting and Measuring, Intangibles, Skills Development, Management）が立ち上げられ、それぞれに報告書や多くの研究成果を公表している。これらEUレベルの検討では、個々の企業レベルのミクロの視点のみでなく、国民経済計算における知的資産の取扱い（マクロ経済の視点）も含めた検討が行われていることに特徴があるといえる。また、検討の背景には、2000年3月のリスボンにおける欧州理事会で示されたリスボン戦略<sup>11</sup>に見られるように、欧州の国際競争力の強化といった視点があったといえよう。2007年には欧州委員会（European Commission、以下「EC」という。）の支援を受けてコンソーシアムIntellectual Capital Statement（InCaS）が組織されており、特に中小企業向けに知的資本報告書の導入の手法の開発、人材の育成等の活動を行

<sup>9</sup> “Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United States Securities and Exchange Commission”, 2008, pp.109-110

<sup>10</sup> 例えば、スウェーデンに本拠を置くスカンディア社（L. Edvinsson and M. S. Malone “Intellectual Capital” HarperBusiness, 1997（高橋透訳「インテレクチュアル・キャピタル」日本能率協会マネジメントセンター1999年11月）参照）や、デンマークのコロプラスト社（通商白書2004、89-92ページに概要が記載されている）など

<sup>11</sup> Lisbon European Council, Presidency Conclusions(23 and 24 March 2000)のパラグラフ5で、今後10年間で欧州を、より多い雇用とより強い社会的連帯を確保しつつ、持続的な経済発展を達成し得る、世界で最も競争力があり、かつ力強い知識経済を構築すること

っている。

これらの活動は知的資産を中心にしたものであるが、ユニークな提案としてオーストラリア勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in Australia、以下「ICAA」という。）のBroad Based Business Reporting（以下「BBBR」という。）を指摘しておきたい<sup>12</sup>。BBBRは、戦略に対して配分された企業の限られた資源を、いかに効率的に管理し利用しているのかを開示するのであるが、環境、社会及びガバナンスに関する責任に対して増大している社会的な期待に応え、資本市場でより将来を見通した財務モデルを構築できるような指標をも報告するものであるとしている。すなわち、知的資産に係る情報開示と、CSR等に係る情報開示とを統合した提案となっている。これまでの両者の検討は別々に行われてきたと考えられるが、今後の非財務情報開示の方向性として、このBBBRのような両者を統合した形も考えられることを指摘しておきたい<sup>13</sup>。

### 3. 日本

我が国においては、経済産業省が中心となって研究が行われてきており、2002年に「ブランド価値評価研究会報告書」、2004年に「知的財産情報開示指針」、そして2005年には「知的資産経営開示のガイドライン」を公表している。その後、2007年に「中小企業のための知的資産経営マニュアル」の公表、2008年に「中小企業の知的資産経営実践の指針―知的資産経営ファイナンス調査・研究編」を公表し、2009年には「知的資産経営評価融資の秘訣」を公表している。これらの活動は、研究報告29号で指摘されているように、1990年代の国際競争力の著しい低下の反省から、「知的財産立国」の国家戦略の下、総合的なアクションプランである「知的財産戦略大綱」を出発点として、諸種の知財関係施策が実施されてきた中の一環である。特に知的資産経営開示ガイドラインは、各社固有の強みとなる知的資産を活用し、持続的な成長を目指す「知的資産経営」について、経営者の視点から、簡潔に情報開示するものとされており、近年の経済産業省の活動は、この「知的資産経営」の考え方を中心として行われているといえる。

## II 知的資産に係る非財務情報が必要とされる背景

上記のこれまでの経緯から、知的資産に係る非財務情報の把握と開示が必要とされた背景として、次の2点を指摘することができる。

### ① 資本市場に提供する情報の改善による資源配分の最適化

---

を戦略的な目的とした。

<sup>12</sup> Institute of Chartered Accountants in Australia “Broad Based Business Reporting” 2008

<sup>13</sup> その他、Gazdar, Kaevan “Reporting Nonfinancials” John Wiley & Sons, 2007においても、知的資産に係る情報開示とCSR等に係る情報開示とを統合した提案を行っている。

ジェンキンス報告書やブルッキングス研究所による報告書<sup>14</sup>では、財務報告は目的適合性を喪失しているのではないか、あるいは貸借対照表の純資産の部の金額と株式の時価総額との乖離が大きくなってきており、この差異の主たる原因は無形資産によるものではないか、といった指摘がなされている。

これらの報告書が指摘しているように、資本市場に適切な情報が提供されていないとすると、投資家や債権者をはじめとする情報利用者が間違った意思決定を行ってしまう可能性があるため、これを改善することにより、より適切な資源配分を実現していこうということが、一つ目の理由である。

それでは、これまでの財務報告の限界として具体的にどのような点を指摘できるのであろうか。この点についてM. Brayは次の5点を指摘している<sup>15</sup>。

1. 過去の財務業績に焦点を当てていること（ステークホルダーは将来情報を必要としている）
2. 純粋な歴史的原価による報告モデルではないこと（歴史的原価と時価が混在している）
3. 戦略と業績に関して混乱したシグナルを提供していること（将来の組織の価値に貢献するような研究開発投資などの支出が費用処理される結果、このような支出がマイナスの事象であり、事業の戦略に従っていないように報告される）
4. 類似の経済現象に対して異なった取扱いをする場合があること
5. 経營業績を効果的に伝達していないこと（経営者が戦略の設定にどのように貢献したのか、そしてその戦略の実行にどのように貢献したのかを伝達していない）

以上の結果、M. Brayは、伝統的な報告モデルは次の項目を明確、正確かつ包括的には報告していないとしている。

戦略：企業が何を達成しようとしており、そのことをいかに達成しようとしているのか

業績：戦略をいかに実行したのか

また、貸借対照表の純資産の部の金額と株式の時価総額との乖離に関しては、Uptonが次のような分析を行っている<sup>16</sup>。

---

<sup>14</sup> Blair, M. M. and S. M. H. Wallman “Unseen Wealth” Brookings Institute Press, 2001（広瀬義州他訳「ブランド価値評価入門」中央経済社、2002年8月）及びB. Lev “Intangible – Management, Measurement, and Reporting” Brookings Institute Press, 2001（広瀬義州・桜井久勝監訳「ブランドの経営と会計」東洋経済新報社、2002年7月）参照。

<sup>15</sup> Bray, Michael “New Directions in Business – Performance Reporting, Communications and Assurance” ICAA, 2002, pp. 7 - 8

<sup>16</sup> W. S. Upton, Jr. “Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy” FASB Special Report, 2001. 4, p. 2（花堂靖仁「Intangiblesの情報かとコミュニケーションの展開に向けて」ARI研究所、2008年2月）

|   |                                                             |          |                 |
|---|-------------------------------------------------------------|----------|-----------------|
| 1 | 会計上の純資産簿価                                                   | \$ × × × |                 |
| 2 | 認識された資産・負債の潜在的価値と会計上の測定値との差額に対する市場の評価を加減                    | \$ × × × |                 |
| 3 | 資産・負債の定義に該当するが財務諸表に計上されなかった事項の潜在的価値に対する市場の評価を加減（例：自己開発の特許等） | \$ × × × | 認識と測定の新たな基準化を提言 |
| 4 | 資産・負債の定義に該当しない無形のバリュー・ドライバー／バリューインペラーに対する市場の評価を加減（例：従業員の士気） | \$ × × × | 新たな情報化の枠組みを提案   |
| 5 | 企業の将来計画（事業機会および事業リスク）の実現可能性に関する市場の期待の評価分を加減                 | \$ × × × | 新たなパラダイムを提案     |
| 6 | 「楽観相場」「悲観相場」を含むその他の市場要因と市場心理                                | \$ × × × | 居座るモンスター        |
| 7 | 株式時価総額                                                      | \$ × × × |                 |

上記の図からわかるように、項目6の市場要因や市場心理といった項目については、企業情報の開示によって対応することは非常に困難であろうが、項目2や項目3は、会計上の認識と測定に関する基準の見直しによって対応できる可能性がある。

しかしながら、項目4の会計上の資産・負債の定義に該当しない無形のバリュー・ドライバーや項目5の企業の将来計画の実現可能性に関する市場の期待といった項目については、Uptonも上表で指摘しているように、財務会計の中で対応できないとすると、新たな開示のフレームワークが必要となってくる。

## ② 産業競争力の強化

もう一つの背景としては、我が国の知的資産経営報告書作成の目的にみられるように、各社固有の強みとなる知的資産を活用して、持続的な成長を目指し、もって国の産業競争力を強化しようというものである。また、例えばPRISMプロジェクトも、2010年までに最も競争力があり知識集約的な経済となることを目的としたEUのリスボン宣言の一環として位置付けられている<sup>17</sup>。

第一義的には、企業の内外環境とその強味・弱みを分析し、コアコンピタンスとなる知的資産を十分に活用して経営を行っていくために必要となる情報は、経営者にとって必要なことである。

経営管理のための新たな手法としてバランス・スコア・カードを提唱したR. S. KaplanとD. P. Nortonは、知識経済に移行している下で、「企業の能力、データベース、IT、顧客関係、品質、応答プロセス、革新的な製品およびサービスへの投資は、それらが発生した期に費用計上」されており、「財務報告制度は、企業の無形の資産（intangible assets）がもつ能力を向上させることによって創造された企

<sup>17</sup> <http://www.euintangibles.net/>



業価値を測定し管理するための基礎を提供するものではない」<sup>18</sup>と指摘している。

他方で、企業による積極的な情報開示により、情報利用者と情報提供者の間の情報の非対称性が緩和されることから、資金の調達コストが低くなる、従業員や顧客などのステークホルダーとの関係が良好になるといった効果が期待されよう。例えば、経済産業省より最近公表された「知的資産経営評価融資の秘訣」では、金融機関が貸出先の知的資産を把握・分析して貸出（資金供給）を行っていかうというものである。

また、情報提供者と投資家の両者にとって、財務報告が有用な情報を十分に提供できていないのではないかという指摘は、PricewaterhouseCoopers（以下「PwC」という。）やDeloitte Touche Tohmatsu（以下「DTT」という。）が行ったいくつかの調査によっても指摘されている<sup>19</sup>。

知的資産情報の必要性として、上記の二つの背景を指摘できるようである。上記「①資本市場に提供する情報の改善による資源配分の最適化」は外部利害関係者に対する情報の開示に注目しているが、二つ目に指摘した「②産業競争力の強化」では、情報の開示ばかりではなく、マネジメントへの活用という点にも注目している。すなわち、知的資産に関する報告書は「知的資産、つまり従業員、顧客、テクノロジー、プロセスといった企業の価値源泉となるナレッジ資源の管理・運用実態を内外のステークホルダーに伝達するツール」であり、「企業のIC（注：intellectual capital知的資産）マネジメントのための戦略的ツールをなし、その成果を広くステークホルダーに伝達するためのツール」であり、その本質は「それが生成・発展してきた企業のナレッジマネジメントの展開と密接に関連付けて把握し、位置付けられるべき」<sup>20</sup>と考えられている。

一方、知的資産情報の開示という面では、資本市場における資源の適正配分という点で、二つの背景は情報利用者と情報提供者のどちらから見たものか、という視点の違いといえる。前者は情報利用者である投資家及び債権者等の立場から、より目的適合的な情報を提供することを求めるものであり、一方、後者は情報提供者である企業の立場から、積極的な情報開示によって資本コストの低減を図っていかうとするものである。どちらの理由にしても、適切な情報開示によって、必要な企業に必要な資金を提供し、資本市場における適切な資源配分を実現しようとするものであるといえよう。

---

<sup>18</sup> Kaplan, Robert S. and David P. Norton “Strategy Maps : Converting Intangible Assets into Tangible Outcomes” HBS Press, 2004, Preface（櫻井通晴・伊藤和憲・長谷川恵一監訳「戦略マップ - バランスト・スコアカードの新・戦略実行フレームワーク」ランダムハウス講談社、2005年、p.11

<sup>19</sup> PwC “Corporate Reporting – a time for reflection” 2007、DTT “In the dark” 2004

<sup>20</sup> 古賀智敏「知的資産の会計 - マネジメントと測定・開示のインターラクション」東洋経済新報社、2005年、pp.236-238

ただし、ジェンキンス報告書では情報の利用者として投資家を中心にしてはいるが、他の知的資産に係る情報開示の研究においては、投資家以外のステークホルダーを全く無視しているわけではない。後に説明するPwCが提案しているValue Reportingでは株主価値と一般利害関係者の利益との関係を指摘しており、あるいは経済産業省による知的資産経営報告書では、情報の提供先として従業員、取引先、債権者、地域社会等といったステークホルダーも明示的に示している。知的資産経営の開示ガイドラインが指摘しているように、企業の持続的な発展を実現するためには、様々なステークホルダーとの良好な関係を築いていくことが必要であろう。特に近年では、企業の不祥事による顧客離れにより倒産等に追い込まれる企業がみられるところである。レピュテーション（評判）やブランド価値に影響を与える要因は、ひいては企業のキャッシュ・フローに影響し、企業価値に対して影響を与えることとなるのである。

ところで、知的資産の価値は、組織の特定の戦略に依存しており（その知的資産をどのように活用するのか）、かつ他の有形・無形の資産と相互作用しながら価値を生み出すものである<sup>21</sup>。したがって、知的資産を単独あるいは複数を組み合わせて金銭的に評価することは一般的に困難であると考えられる。例えば、金銭的な評価が比較的容易であると考えられている特許権にしても、権利を使用する者の生産能力や使用方法によって、すなわち誰がその権利を使用するのかによって価値が大きく変わってくるものである。また、例えばその特許を利用した事業の将来キャッシュ・フローに基づいて評価をしたとすると、この評価はまさに事業の評価であり、この評価額の中で特許権の評価額がどれほどの価値を占めるのかを信頼性をもって算定することは非常に困難であろう。

そこで知的資産に係る情報開示では、「企業がどのように価値創造していくのか？」を開示していく。すなわち、上記のUptonによる図表の項目4にみられる価値を生み出す無形のバリュー・ドライバーや価値を破壊するバリュー・インペラーを新たな情報化の枠組みを提案することによって開示し、あるいは更に進んで、同様にUptonによる図表の項目5やジェンキンス報告書でも指摘されているように将来計画までも含めて開示することによって、どのような要因によって、どのように価値を創出していくのかを開示しようとする。後述するように、例えば経済産業省による知的資産経営報告書では、企業の内外分析から始まって、企業の強み・弱みと知的資産を把握し、今後、どのような戦略・戦術によって、どのように企業を運営していくのかをまとめるのであり、まさに企業がどのように価値を創造していくのかをまとめあげていくものである<sup>22</sup>。

---

<sup>21</sup> Marr, Bernard “ Impacting Future Value : How to Manage your Intellectual Capital ” CMA, AICPA and CIMA, 2008, p. 8

<sup>22</sup> 従来の検討は、現在存在している知的資産の判別・発見であり、むしろ知的資産が組織内部でいかに構築されたのか、という面を把握すべきではないか、という指摘がある（紺

それでは、どのような情報開示のフレームワークにより、どのような情報を開示すべきなのか。この点については、これまでにいくつかの提案がなされているので、次に、これらの概要について説明する。

### III 知的資産情報開示に関連するフレームワーク

以下では、これまでに提案されている開示フレームワークに関連するの概要を順次紹介していきたい。まず、米国における提案であるが、その嚆矢となったのは前述したジェンキンス報告書であるので、当報告書による提案からみていきたい。

#### 1. ジェンキンス報告書

当報告書にいう事業報告 (Business Reporting) とは、「企業についての資本配分の意思決定を行う利用者に役立つように企業が提供する情報」をいい、「事業報告は多くの異なる要素を含むものであり、財務諸表もかかる要素の1つ」とされている。ここにいう資本配分とは、「企業間の金銭の配分方法および配分額を決定するプロセス」をいい、また利用者としては「自己の資本配分についての意思決定の基礎として事業報告を利用する、潜在的な投資家および債権者を含む投資家および債権者、ならびに彼らのアドバイザー」<sup>23</sup>を想定している。

この事業報告がしなければならないこととして、次の3点が挙げられている<sup>24</sup>。

- (1) 計画、事業機会、リスク及び不確実性に関するより多くの情報を提供すること
- (2) 主要な事業プロセスの業務遂行方法を示す非財務尺度を含むより長期の価値を生み出す要因に対していっそう焦点を当てること
- (3) 外部に報告される情報と企業経営のために上級経営者に内部報告される情報とをいっそう整合させること

当報告書で提案がなされている事業報告では、下記の10の要素が提示されている<sup>25</sup>。

#### 1. 財務データ及び非財務データ

(ア) 財務諸表及び関連する開示

(イ) 経営者が企業経営に利用する高度の営業上のデータ及び業績測定値

#### 2. 財務データ及び非財務データに関する経営者の分析

(ア) 財務、営業及び業績関連データの変動の理由並びに主要な動向の実態及び

---

野登「ダイナミック知的資産 - 不完全性からの創造」白桃書房、2007年、第2章)。

<sup>23</sup> 八田進二・橋本尚訳、前掲書、p.30。なお、AICPAから提供されている報告書はPDFファイル等の形式で提供されていないため、ページがないことから、引用は翻訳書のページによることとする。

<sup>24</sup> 同上、p.4

<sup>25</sup> 同上、p.106

過去の影響

### 3. 将来指向的信息

- (ア) 主要な動向の結果生じたものを含む事業機会及びリスク
- (イ) 重要な成功要因を含む経営者の計画
- (ウ) 実際の企業の業績と以前開示された事業機会、リスク及び経営者の計画との比較

### 4. 経営者と株主に関する情報

- (ア) 取締役、経営者、報酬、主要な株主及び関連当事者間の取引及び関係

### 5. 企業の背景

- (ア) 広範な目標と戦略
- (イ) 事業と所有資産の範囲と説明
- (ウ) 産業構造が企業に及ぼす影響

当報告書で提案されているフレームワークは、「年次報告書および四半期報告書ならびに証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：SEC）提出書類に現在含まれている情報に追加されるものではなく、それにとって代わるもの」<sup>26</sup>とされており、企業情報の開示フレームワークを全く変えてしまい、非財務情報に加え将来情報も開示しようとする極めて大胆な提案であった。

## 2. バリュレポーターティング（Value Reporting）

次にPwCが提案しているバリュレポーターティング（Value Reporting）を紹介する<sup>27</sup>。当フレームワークに関する著書のひとりであるR. Ecclesは、米国におけるEBRCや現在創設に向けて活動しているWICIの活動に関与している。

バリュレポーターティングでは、投資家を主たる情報の提供先と考えている。すなわち、「企業の目的は株主と顧客のために価値を創造すること」にあるとしており、ただし「長期的にみれば、一般利害関係者にも正当な利益を提供することによって株主価値を最大化でき、双方は密接に結びついている」<sup>28</sup>としている。

バリュレポーターティングの開示フレームワークは次のとおりである<sup>29</sup>。

---

<sup>26</sup> 同上、p.11

<sup>27</sup> Eccles, R.G., R.H. Herz, E.M. Keegan and D.M.H. Phillips “The Value Reporting Revolution – Moving Beyond the Earnings Game” John Wiley & Sons, 2001（中央青山監査法人／PwC コンサルティング訳「企業情報の開示 - 次世代ディスクロージャーモデルの提案」東洋経済新報社、2002.6）

<sup>28</sup> Ibid. p.162（前掲書 p.115-116）

<sup>29</sup> Ibid. p.213（前掲書 p.164）

| (外部情報)<br>マーケット概況       | (内部情報)<br>バリュー戦略         | バリュー管理                                     | バリュー<br>プラットフォーム                                                 |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 競争環境<br>規制環境<br>マクロ経済環境 | ゴール<br>目的<br>ガバナンス<br>組織 | 経営成績<br>財政状態<br>リスク・マネジメン<br>ト<br>セグメント別業績 | イノベーション<br>ブランド<br>顧客<br>サプライチェーン<br>従業員<br>評判<br>- 社会的<br>- 環境的 |

### 3. Enhanced Business Reporting (EBR)

EBRCはその目的の一つとして、資本市場に対して適切な情報を提供することを掲げている<sup>30</sup>。すなわち、経営者や投資家は、よい意思決定をするためにバリュードライバーに関する情報を必要としており、このバリュードライバーはKPIを通じて計数的に測定されるか、あるいはビジネス上の機会、リスク、戦略、計画といった定性的な要因であるとしている。

そこでEBRCでは、次のような開示フレームワークを公表している。

| ビジネス情勢                                       | 戦略                                                                              | 資源及びプロセス                                                                                                                                           | 業績                                                   |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ビジネス情勢の要約                                    | 企業戦略の要約                                                                         | 資源及びプロセスの要約                                                                                                                                        | 業績の要約                                                |
| 経済<br>業界分析<br>技術トレンド<br>政治<br>法律<br>環境<br>社会 | ビジョン及びミッション<br>強み<br>弱み<br>機会<br>脅威<br>目的及び目標<br>企業戦略<br>単位事業戦略<br>ビジネス・ポートフォリオ | 資源の形態<br>金融資本<br>物的資本<br>関係（社会）資本<br>組織（構造）資本<br>人的資本<br>主なプロセス<br>ビジョン及び戦略の策定<br>内部資源のマネジメント<br>製品・サービスのマネジメント<br>外部関係のマネジメント<br>ガバナンスとリスクのマネジメント | GAAPベース指標<br>GAAP派生指標<br>業界別指標<br>個別企業指標<br>資本市場向け指標 |

### 4. MERITUMプロジェクト

当プロジェクトの目標は、「無形資産投資について信頼できる測定のための首尾

<sup>30</sup> <http://www.ebr360/>

一貫した基礎を提供することによって、特にイノベーションに関する科学技術の分野でのEUの政策作成能力を改善すること」<sup>31</sup>にあり、以下の四つの目的を掲げていた<sup>32</sup>。

1. 実証的な分析にとって理論的に意義があり有用な、無形資産に関する分類を作り出すこと
2. 無形資産投資の測定、無形資産投資からの成果の測定、経営意思決定のための測定結果の活用、そしてステークホルダーの利用のための開示について、欧州企業におけるベスト・プラクティスを知るために、マネジメント・コントロール・システムを分析すること
3. 資本市場における評価目的のために、無形資産の適合性（relevance）を評価すること（「帳簿価額と株式時価総額との大きな差異、特に技術集約型の企業における差異は、市場が現在の財務諸表に含まれていないものを考慮していることを示している。この大部分は無形資産であると仮定されている」<sup>33</sup>）
4. 民間及び公的な政策決定の両者に有用な無形資産の測定及び開示のためのガイドラインを作成すること

以上四つの研究の成果として、2001年に無形資産のマネジメントと報告のためのガイドラインが公表された<sup>34</sup>。当ガイドラインでは、「知識経済へ急速に移行しており、伝統的な会計上の測定値は目的適合性を失ってきている」（パラグラフ1）という問題意識から、同ガイドラインでは「無形資産に関するマネジメントと情報開示のための広範なフレームワークを提供」（パラグラフ8）することを試みている。

当プロジェクトでは、知的資本を人的資本、構造資本及び関係資本の三つに分類している（パラグラフ23～26）。

人的資本：従業員が退社すると従業員とともに会社からなくなってしまう知識（従業員の知識、スキル、経験及び能力）

構造資本：従業員退社後も企業に残っている知識のプール（組織の手続き、システム、文化、データベースなど）

関係資本：顧客、供給業者、R&Dのパートナーなど企業の外部との関係によりもたらされるすべての資源

また、これらの三つの分類はそれぞれ、静的・動的な性格の違いから資源（Intangible Resources）と活動（Intangible Activities）に分けられている（パラグラフ28）。

資源：ある一定の時点での無形資産のストック又は現在価値。財務的に表現できる

<sup>31</sup> “Final Report MERITUM Project” 2001, p.2

<sup>32</sup> Ibid. p.2

<sup>33</sup> MERITUM Project “Measuring Intangibles : Discussion of Selected Indicators” 1999, p. 5

<sup>34</sup> MERITUM Project “Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles

ものもあれば、表現できないものもある。

活動：以下の目的のための資源の配分

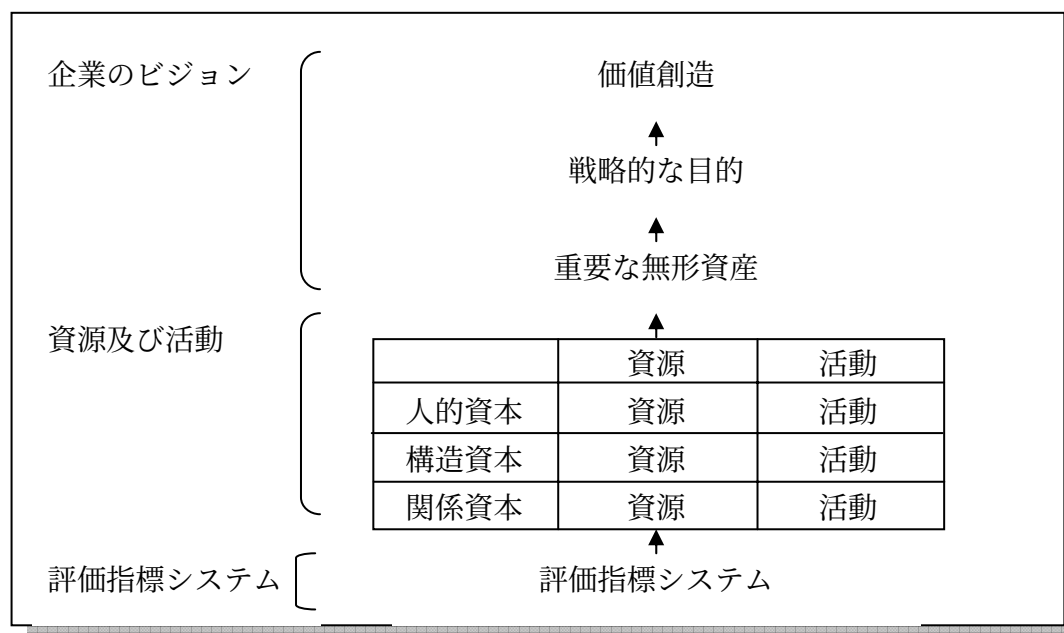
- a) 新しい資源を、内部で開発したり、獲得すること
- b) 既存の資源の価値を増大すること
- c) 以上二つの活動の結果を評価し監視すること

以下で示すように、提案されている知的資本報告書では、このような分類に基づいて開示することとしている。

「知的資本報告書には、無形資産に関する資源と活動を維持し、発展し、管理するために企業が行っている作業に関する情報が含まれている。前述したように、知的資本の三つの要素は人的資本、構造資本及び関係資本である。これらが正しく組織された場合に、これら三つの要素が関連しあって価値が生み出されるのである。知的資本報告書は、この関連を展開するためになされる努力を反映するものであり、以下の三つの要素からなっている。

- a) 企業のビジョン（戦略的な目的、コア・コンピタンス及び主要な無形資産の資源）：企業の主要な目的や戦略、これらの目的に到達するための主要なドライバー（あるいは重要な無形資産）。
- b) 無形資産に関する資源と活動の要約：当該企業が動員できる無形資産資源と、これらの資源の価値を改善するために行われた活動
- c) 無形資産に関する資源と活動についての評価指標システム：これらの開示によって、外部関係者は記載されている目的を企業がうまく実施できているのか監視することができる。このような意味では、指標だけでなく、指標の将来トレンド（このトレンドは特定のデータとして、あるいは一定間隔で開示される）が開示されることが、外部関係者と経営者の両者にとって有用である。」（パラグラフ 82）

以上の結果を受けて、知的資本報告書のフレームワークは、概略次のようになるのであるが（パラグラフ103）、当ガイドラインでは具体的な報告書の形式等は示されていない。



## 5. PRISMプロジェクト

当プロジェクトの最終報告書<sup>35</sup>では、具体的な開示フレームワークの提案はないが、当プロジェクトの研究成果の中で、Boston University School of ManagementのD. Youngがフレームワークの試案を提示しており<sup>36</sup>、当プロジェクト内のWP4 Accounting, Financial Analysis and Audit in the Intangible Economyの最終報告書<sup>37</sup>でも、この試案を引用している。

ここでの提案は、知的資産そのものについて何らかの開示をしようと試みており、知的資産に関する「ステータス及びフロー報告書 (Status and Flow Report)」と「サステナビリティ報告書 (Sustainability Report)」という二つの報告書を提案している。

このような提案に至った背景は次のとおりである。すなわち、「企業の本質は、取引やその歴史にあるのではなく、価値創出のプロセスにある」<sup>38</sup>のであるが、「伝統的な会計は取引を基礎にし、かつ歴史的な原価を基礎にしている。無形資産はこのモデルの正に心臓部を一撃しており、組織にとっての無形資産の価値（利用価値）は、取引とはリンクしておらず、生産と組織の絡み合いにおける現在と将来の役割にリンクしており、組織における他の有形・無形の要因との関係にリンクしている

<sup>35</sup> “The PRISM Report 2003 Research findings and policy recommendation” PRISM, 2003

<sup>36</sup> D.W. Young “Toward a Set of General Principles for Measuring and Reporting on Intangible Assets” PRISM, 2003

<sup>37</sup> S. Zambon “Final Report - WP4 Accounting, Financial Analysis and Audit in the Intangible Economy” PRISM, 2003



のである。」<sup>39</sup>

次に無形資産を測定の難易から次の四つに分類し、10の課題を示している<sup>40</sup>。提示された課題については、報告書として結論を出しているものと、今後の課題として残しているものがあるが、以下では各課題の概要を記載する。

[無形固定資産の分類]

- －見ることができ、かつ／又は、触れることができる無形資産
  - －金銭的価値を付すことが可能な無形資産
  - －金銭的価値を付すことが困難な無形資産
- －見ることも触れることもできない無形資産
  - －記述が容易な無形資産
  - －記述することが困難な無形資産

[課 題]

1. 市場価値と帳簿価額とのギャップ：企業の市場価値と帳簿価額との差が無形資産によるのかどうかは明らかではない。無形資産に関する開示が不完全な中で、市場は企業の無形資産をどのようにしたら正しく評価できるのか疑問である。そこで、情報の非対称性を削減してから、市場価値と帳簿価額との差異が残るのかどうかを検討する。
2. 知的資産に関する情報に含まれる企業秘密の取扱いをどうするか。
3. 歴史的な原価か、市場価値・インフレ調整後の価値か。
4. 原価か、価値か：例えば特許権について、その数と取得までの原価を報告するのか、それとも特許権のもたらす利益を予測して現在価値を計算するのか。
5. 業界特有の報告か、全業界共通の報告か。
6. 状態（ステータス）か、フローか：財務会計では、財政状態を示す貸借対照表と、フローを示す損益計算書やキャッシュ・フロー計算書があるが、無形資産に関しても同様の報告書が必要であるのか。
7. 絶対的か、相対的か：財務会計では唯一の金額を示すが、無形資産にとっては、絶対的な価値を算定することはほとんど意味がない。
8. 結果の測定か、プロセスの測定か。
9. 定量的な報告か、文章による報告か：いくつかの無形資産は測定することができないとすると、無形資産に関する報告では、定量的な報告と文章による報告の両者を含めざるを得ない。
10. 強制的な報告か、選択的な報告か：最低限の報告から始めて、数年にわたって拡大していくことがよいであろう。

---

<sup>38</sup> Ibid. p.2

<sup>39</sup> Ibid. p.3

<sup>40</sup> Ibid. p.20-21

以上の検討を受けて、当報告書では次の九つの原則（無形資産会計の一般原則The General Accounting Intangibles Principles : GAIP）を提案している<sup>41</sup>。

[無形資産会計の一般原則]

1. ポジション (Position) : この原則は、企業に対して業界において実際に占めている戦略上のポジションや、占めることを目指している戦略上のポジションを明らかにすることを求めている。このことによって報告書の読者は、戦略を維持し改善する企業の努力に対して、無形資産がどのように助力するのかを評価するための基礎を得ることができる。
2. 期間比較による開示 (Evolution) : 無形資産の状態とフローを数期間比較できるように開示する。
3. 原価 (Cost) : 無形資産のいくつかについては、原価による金銭的な価値が付されることにより、複数の評価額が生じるという問題や、無形資産を過大評価するという問題を緩和することができる。
4. 存在が確認可能な無形資産 (Tactility) : いくつかの無形資産（例えば情報システム、手続きマニュアル、組織構造など）は、たとえ当該無形資産に対して原価を帰属させることができなくても、見たり、触ったりすることが可能であり、したがってリストすることができる。
5. 結果 (Results) : 原価を帰属させることができない無形資産については、プロセスではなく、結果を報告する。例えば、採用されているトレーニングのプログラムの数ではなく、トレーニングを受けた従業員の数を報告する。
6. 分類 (Category) : 無形資産には多くの分類があるので、企業はそれぞれの無形資産について説明を加える。
7. 持続可能性 (Sustainability) : 企業は、六つの脅威（①顧客の喪失、②供給業者の撤退、③代替品、④新規参入者、⑤競業他社の動向、⑥スラック）の観点から無形資産の収益能力の持続可能性を評価する。
8. 保守主義 (Conservatism) : 企業は最悪の状況を予測するとともに、これを避けるために何を実行しているのかを説明する。
9. 重要性 (Materiality)

以上の九つの原則を受けて、「ステータス及びフロー報告書 (Status and Flow Report)」と「サステナビリティ報告書 (Sustainability Report)」の二つの報告書を提案している。

前者のステータス及びフロー報告書では、横軸に無形資産のカテゴリー（一般原則6.: 下表では七つのカテゴリー）を示し、縦軸は各年度のスーテータスとフローを3期連続で（一般原則2.）、これらを表す指標等によって示している。指標等に

---

<sup>41</sup> Ibid. p.21-22

については、金銭的な指標については原価で示し（一般原則3.）、非金銭的な指標については、結果を示す指標を採用し（一般原則5.）、このような指標を採用できないような無形資産については、定性的な記述によるのであろう（一般原則4.）。

後者のサステナビリティ報告書では、無形資産の持続可能性について、上記の一般原則7. で示した六つの脅威の観点から、収益可能性を評価するものとなっている。

#### ■ステータス及びフロー報告書（Status and Flow Report）

| ステータス/フロー年度             | 評価Tactility                   | カテゴリー                       |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|-------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------|
|                         |                               | 知的財産権<br>Govt.<br>Protected | 契約上の知的資産<br>Contractual | 技術上の知的資産<br>Technological | 従業員関連知的資産<br>Employee-Related | 組織関連知的資産<br>Organizational | 顧客関連知的資産<br>Customer-Related | 市場関連知的資産<br>Market-Related |
| 2000年<br>年末現在<br>のステータス | 金銭的指標<br>Tactile-Monetary     |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 非金銭的指標<br>Tactile-NonMonetary |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 定性評価<br>Non-Tactile           |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
| 2001年<br>年中の変動          | 金銭的指標                         |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 非金銭的指標                        |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 定性評価                          |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
| 2001年<br>年末現在<br>のステータス | 金銭的指標                         |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 非金銭的指標                        |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 定性評価                          |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
| 2002年<br>年中の変動          | 金銭的指標                         |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 非金銭的指標                        |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 定性評価                          |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
| 2002年<br>年末現在<br>のステータス | 金銭的指標                         |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 非金銭的指標                        |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 定性評価                          |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
| 2003年<br>年中の変動          | 金銭的指標                         |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 非金銭的指標                        |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 定性評価                          |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
| 2003年<br>年末現在<br>のステータス | 金銭的指標                         |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 非金銭的指標                        |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |
|                         | 定性評価                          |                             |                         |                           |                               |                            |                              |                            |

#### ■サステナビリティ報告書（Sustainability Report）（2002年12月31日現在）

| 脅威 | カテゴリー                     |                              |                         |                          |                            |                               |                            |
|----|---------------------------|------------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------------------|-------------------------------|----------------------------|
|    | 技術上の知的資産<br>Technological | 顧客関連知的資産<br>Customer-Related | 契約上の知的資産<br>Contractual | 知的財産権<br>Govt. Protected | 市場関連知的資産<br>Market-Related | 従業員関連知的資産<br>Employee-Related | 組織関連知的資産<br>Organizational |
|    |                           |                              |                         |                          |                            |                               |                            |

|                                   |  |  |  |  |  |         |  |
|-----------------------------------|--|--|--|--|--|---------|--|
|                                   |  |  |  |  |  | Related |  |
| 顧客の変動<br>Buyer<br>Switching       |  |  |  |  |  |         |  |
| 供給業者の<br>撤退<br>Supplier<br>Holdup |  |  |  |  |  |         |  |
| 代替品の存<br>在<br>Substitute<br>s     |  |  |  |  |  |         |  |
| 新規参入者<br>の存在New<br>Entrants       |  |  |  |  |  |         |  |
| 協業他社の<br>存在Rivals                 |  |  |  |  |  |         |  |
| 景気の後退<br>Slack                    |  |  |  |  |  |         |  |

## 6. RICARDISプロジェクト

PRISMプロジェクトの後、2004年に中小企業向けのプロジェクトとして立ち上げられたのがRICARDISプロジェクト（Reporting of Intellectual Capital to Augment Research, Development & Innovation in SMEs）である。当プロジェクトでは中小企業の研究開発活動を中心として検討しており、知的資本報告書に関する新しいガイドラインを作ることを意図していないのであるが<sup>42</sup>、外部報告用の知的資本報告書の役割についての検討があるので、この点について紹介する。

「知的資本を開示することは、外部の世界との対話の質を改善するための重要な方法を提供する」のであるが、「知的資本の開示は、企業の価値創造の潜在力を支援するような（様々な外部者との）関係を引き寄せる観点から、（企業の）イメージや交渉上のポジションを改善することを目的としている」と位置付けている。そして、主要な外部者と知的資本との関係を以下のように述べている<sup>43</sup>。

既存の従業員：「知的資本は、われわれは誰か、われわれは何ができるのか、というアイデンティティの意味を伝えるものである。このことによって、彼らの仕事に対する誇りや、彼らが働いている企業に対する誇りの意識ばかりでなく、ミッションや目的の明瞭な意味が与えられる。」

潜在的な従業員：「知的資本は、働く環境やその企業に関連する便益についての洞察を提供する。」

顧客：「知的資本は、専門領域や業績を示すようなシグナルを送る。」

<sup>42</sup> “Reporting Intellectual Capital to Augment Research, Development and Innovation in SMEs” RICARDIS, 2006, p.25

<sup>43</sup> Ibid, p.93-94

既存の満足した顧客からの紹介などは、新規の顧客を引き付ける助けとなり得るが、一方で不満足な顧客は評判にダメージを与える大きな力となり得る。」

パートナー：「知的資本は、価値を創造するために双方に利益がある場合、力を合わせたり、資源を結合することによる利益を示す。」

投資家：「知的資本は、何に価値があり、企業を継続し、将来の成功のために従業員の創造力や能力を支援するために、企業の資源や能力をいかに使うのか、経営者が理解していることを示す。」

社 会：「知的資本は、『(社会において)活動するためのライセンス(資格)』や『(社会において)創造するためのライセンス(資格)』を得るために、誠実さやガバナンス、環境上の配慮、及び企業の社会的責任の意識に関する課題を説明する。」

以上のように知的資本報告書は、様々な利害関係者に関わってくるものであるが、この報告書（知的資本報告書、IC Statements）と「ステークホルダー報告書（Stakeholder Reports）」あるいは「環境／社会報告書（Green/Social Reports）」との相違点を、当報告書では下表のようにまとめている<sup>44</sup>。

|        | 知的資本報告書<br>IC Statements                                                 | ステークホルダー報告書<br>Stakeholder Reports                                                                                  | 環境／社会報告書<br>Green/Social Reports                     |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 目的     | 知的資本報告書の目的は、企業の資源の基礎と、これを発展させるために経営者が行っている活動を説明することにある。                  | ステークホルダー報告書の目的は、選択されたステークホルダーのグループと企業との協力（co-operation）を説明することにある。                                                  | 環境／社会報告書の目的は、社会に対する企業の望ましくない影響を、いかに扱うのかを説明することにある。   |
| 内容     | 知的資本報告書の内容は、例えば従業員、顧客、技術及びプロセスとの関係やこれらの間の関係といった形である、知識資源の蓄積と開発に関するものである。 | 当報告書の内容は、活動の流れや、関連するステークホルダーに対して、あるいはステークホルダーから支払われた相対的な報酬（wages）に関係している。当報告書では、国家、従業員、顧客及び地域社会が受けた一般的な事項や便益が記述される。 | 当報告書の内容は、環境及び社会の中でのバランスを確保するための、企業のイニシアティブに関するものである。 |
| 戦略的な見通 | 知的資本報告書の戦                                                                | ステークホルダー報                                                                                                           | 環境／社会報告書の                                            |

<sup>44</sup> Ibid. p.95

|   |                                                                                                          |                                                                                                        |                                                       |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| し | 略的な含意は、知識資源やコンピテンシーを開発、利用及び共用することを支援することによって、企業の価値を創り出すことにある。このことによって企業は、企業の無形資産やナレッジ・マネジメントを支援することができる。 | 告書の戦略的な含意は、相互に関係する異なったステークホルダーの間のバランスをとることによって、企業の価値を発展させることを支援することにある。このことによって、ステークホルダーの行動の不確実性を削減する。 | 戦略的な含意は、企業の社会における役割に関して、幅広い対話を行うことによって、企業を発展させることにある。 |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|

## 7. Extended Performance Management

オーストラリアのSociety for Knowledge Economics（以下「SKE」という。）は、「ナレッジとイノベーションをよりよく管理することを通して、組織の生産性と業績の改善を支援すること」<sup>45</sup>を目的として2005年に設立された組織である。SKEは伝統的な報告書が無形資産や知識集約型の組織の資源の価値を表すことに失敗してきたという批判に応えるため、「拡張された業績管理extended performance management」と「拡張された業績報告extended performance accounts」という考え方を導入して、内部管理及び外部報告両者の目的をもつExtended Performance Management（以下「EPM」という。）というフレームワークを提案している。

拡張された業績報告については、「ステークホルダー、特に投資家は、単なる当期利益の結果ではなく、事業の価値を生み出すドライバーに関する情報を欲しており、異なる時間軸の中で、組織が価値を創造するためにどのように位置付けられているのかを示す未来志向の業績に関する情報を求めているのである」として、EPMは①CSRとサステナビリティに関するフレームワークと、②スコアカードと知的資本に関するフレームワークからなるとしている。後者②は内部管理の活動や影響に焦点を当て、戦略的な文脈の中で知識集約的な資源を管理、測定、報告するものである<sup>46</sup>。

一方、拡張された業績管理については、「知識集約的な資源を関係資本、構造資本及び人的資本として認識・記録する。このことによって、戦略的に重要な資源を『可視化できる』」<sup>47</sup>としている。そして、採用される業績指標は以下の特徴があるとしている<sup>48</sup>。

- ・ 将来志向であること。

<sup>45</sup> SKE “Australian Guiding Principles on Extended Performance Management – A Guide to Better Managing, Measuring and Reporting Knowledge Intensive Organization Resources” 2005, p. 5

<sup>46</sup> Ibid, pp.26-27

<sup>47</sup> Ibid, p.31

<sup>48</sup> Ibid, p.35

- ・ 資源のフローに関する洞察を提供すること
- ・ 経営活動の因果関係を追っていること
- ・ 経営活動において戦略的な重要性を強調していること

以上を受けて、下記のようなフレームワークを提案している。また、当フレームワークの特徴として下記の三点を挙げている<sup>49</sup>。

- ・ 戦略的であること（組織が正に属している戦略的な事業の文脈の中で、ナレッジ集約的な資源を示していること）
- ・ 将来志向であること（異なる時間軸のもとで、価値創造のために組織がいかに位置付けられているのかに関する洞察を提供すること）
- ・ 簡潔な構造であること（組織のナレッジ集約的な資源と活動とを1ページで示すこと）

|                            | 戦略的な目的<br>Strategic Objectives | 経営努力<br>Managerial Efforts  |                            | 指標（外部及び内部）<br>Indicators (External and Internal) |                       |              |
|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|--------------|
|                            |                                | 現在の活動<br>Current Activities | 計画された活動<br>Planned Actions | 指標<br>Indicators                                 | 過去／現在<br>Past/Current | 目標<br>Target |
| 関係資本<br>Relational Capital |                                |                             |                            |                                                  |                       |              |
| 構造資本<br>Structural Capital |                                |                             |                            |                                                  |                       |              |
| 人的資本<br>Human Capital      |                                |                             |                            |                                                  |                       |              |

## 8. 知的資産経営報告書

2005年に経済産業省から公表された知的資産経営のガイドラインによると、知的資産経営報告書作成の共通的な原則として以下の八つの点が挙げられている<sup>50</sup>。

- (1) 経営者の目から見た経営の全体像をストーリーとして示す。
- (2) 企業の価値に影響を与える将来的な価値創造に焦点を当てる。
- (3) 将来の価値創造の前提として、今後の不確実性（リスク・チャンス）を中立的に評価し、それへの対応につき説明する。
- (4) 株主のみではなく自らが重要と認識するステークホルダー（従業員、取引先、債権者、地域社会等）にとって理解しやすいものとする。
- (5) 財務情報を補足し、かつ、それとの矛盾はないものとする。
- (6) 信憑性を高めるため、ストーリーのポイントとなる部分に関し、裏付けとなる重要な指標（KPI）などを示す。また、内部管理の状況についても説明すること

<sup>49</sup> Ibid, p.39

<sup>50</sup> 「知的資産経営の開示ガイドライン」 p. 3 - 4

が望ましい。

(7) 時系列的な比較可能性を持つものとする。(例えばKPIは過去2年分についても示す。)

(8) 事業活動の実態に合わせ、原則として連結ベースで説明する。

そして、知的資産経営報告書の要素として、下記の五つのものを掲げている。

(1) 事業の性格と経営の方向性

(2) 将来見通しを含む業績

(3) 過去及び将来の業績の基盤となる知的資産とその組合せによる価値創造のやり方

(4) 将来の不確実性の認識とそれへの対処方法

(5) 上記を裏付けるKPIとしての知的資産指標

知的資産経営報告書でのフォーマットは次のようになっている<sup>51</sup>。

**【本文】**

(全般) 基本的な経営哲学

事業の性格の概要

(過去～現在)

A. 過去における経営方針

B. (Aに基づく) 投資 (実績数値を含む)

C. (A、Bに基づき) その企業に蓄積された固有の知的資産やそれをベースとした強み、価値創造のやり方 (裏付けとなる知的資産指標を含む)

D. (Cの価値創造の結果としての) 利益などの業績 (数値を含む)

(現在～将来)

(C. 及び過去から現在に関する評価に基づいて)

E. 企業に定着し、今後も有効である知的資産とそれをベースとした今後の価値創造のやり方 (裏付けとなる知的資産指標を含む)

F. 将来の不確実性／リスクの認識と、それへの対処、及びそれらを含む今後の経営方針

G. (Fの経営方針に沿って) 必要な知的資産の維持・発展のために行う新規／追加の投資 (数値を含む)

H. (これらをベースに) 予測される将来利益等 (数値目標を含む)

**【別添】**

その他の知的資産関連指標 (任意)

当報告書の特徴は、過去から現在へ、現在から将来へといった時間軸をともなった価値創造ストーリーを記述していくことにある。

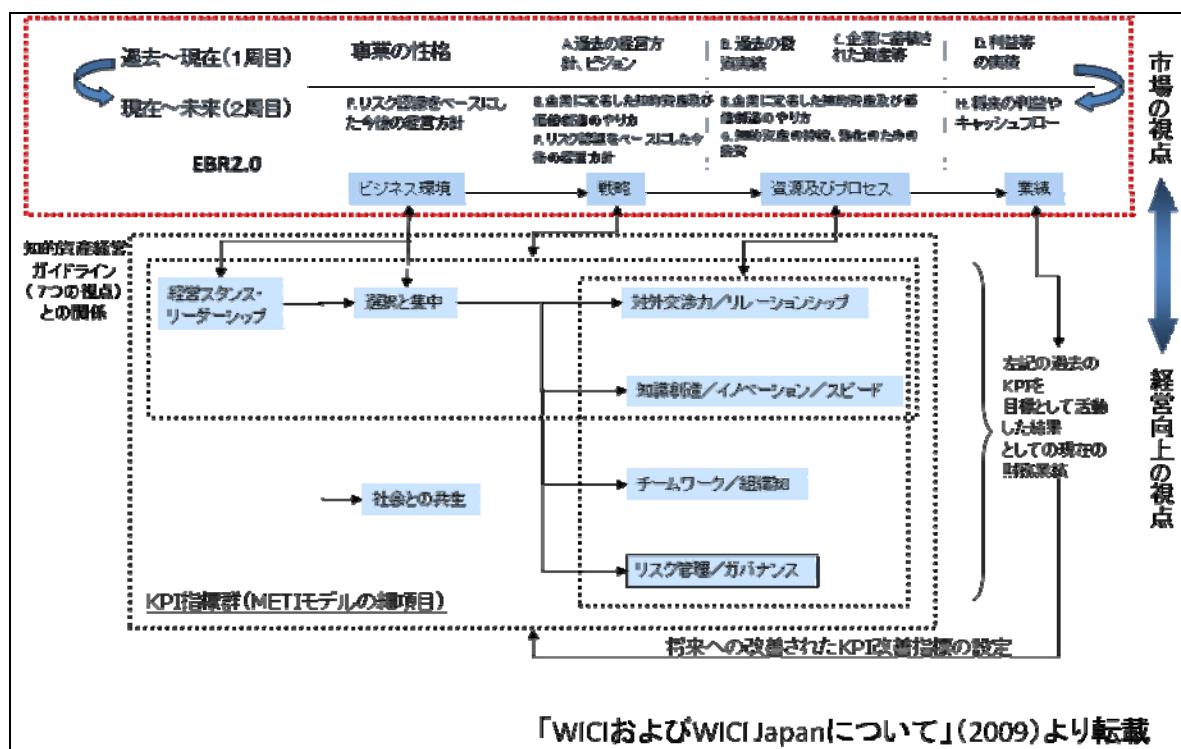
## 9. WICIフレームワーク

WICIも開示フレームワークを提案しているが、このフレームワークはEBRCのフレームワークと我が国の知的資産経営報告書のフレームワークの両者を調整して作

<sup>51</sup> 同上、p. 4 - 5



成されている。下記に示すように、若干複雑なフレームワークとなっているが、前記のEBRCのフレームワークが左から右に向かって、「ビジネス情勢→戦略→資源及びプロセス→業績」といった論理的な流れを追っているが、WICIのフレームワークでは、このEBRCのフレームワークに、知的資産経営報告書の価値創造ストーリーで語られている過去から現在、更に将来へという時間軸を加えているところに特徴がある。なお、具体的な報告書のフォームに関する提案は現時点ではなされていない。



【図2】 WICIフレームワーク

以上、これまでに提案されてきた知的資産に係る開示フレームワークのいくつかを概観してきたが、企業の戦略を明確にし、将来に向かって、どのように価値を創出していくのかを示そうとしていることがわかる。このような情報は財務諸表のような勘定科目と金額のみによった定型的な一覧表という形で示すことは難しいと考えられ、文章による説明も含んだ開示となると考えられる。その中で、戦略の達成度合いを何らかの指標を用いながら一覧表として示すフォームがいくつか提案されている。どのような情報を盛り込むのかにより、どのような形で開示をするかが決まることとなるであろうが、以下の点を検討していく必要があるかと考えられる。

1. 企業の戦略的な目的の明示
2. 知的資産の資源（ストック）と、これに関わる活動の区分

3. 知的資産と戦略との関係
4. 戦略の達成度合いを示す指標
5. 過去・現在・将来という時間軸

また、開示される情報の裏付けや達成度合いを把握するために、財務的な指標や非財務的な指標、すなわちKPIを利用していくことも共通点として指摘できる。次章ではこのKPIに関して検討する。

なお、2009年6月にIASBから公開草案（Exposure Draft、以下「ED」という。）「Management Commentary」（以下「MC」という。）が公表された<sup>52</sup>。知的資産に係る情報の開示に関連があると考えられることから、その概要を以下で示すこととする。

当EDではMCをIFRSに基づいた財務諸表とともに作成される文章による報告（a narrative report accompanying financial statements prepared in accordance with IFRSs）であり、利用者に対して、当該企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに関して過去の実績及び将来の見積りを説明し、経営者の目的やその目的を達成するための戦略を理解するための基礎を提供するものとしている（Appendix Defined terms）。MCは財務報告の範囲内のものであり、したがって財務報告の概念フレームワークの範囲内にあるものとされている（パラグラフ3）。したがって、主要な利用者としては、財務報告の主要な利用者である既存及び潜在的な資本提供者とされている（パラグラフ9）。

MCの情報は利用者にとって、例えば以下のようなことを理解する場合に有用であるとされている（パラグラフ12）。

- (a) 当該企業のリスク・エクスポージャ(risk exposures)、リスクを管理するための戦略及びその戦略の有効性
  - (b) 財務諸表に示されていない資源が当該企業の活動にどのように影響を与え得るのか
  - (c) 非財務的な要因が財務諸表に示されている情報にいかに関与を与えたのか
- そこで、MCの原則として以下の点を挙げている（パラグラフ13）。

- (a) 当該企業の業績、財政状態及び展開(development)に関する経営者の考え(view)を提供すること。
- (b) 財務諸表で提供される補足・補完情報であること（追加的な説明を補足するとともに、財務及び非財務情報によって財務諸表を補完する（パラグラフ15））
- (c) 将来志向であること

そして、MCに含まれる情報として、下記の5点を挙げている（パラグラフ24）。

- (a) ビジネスの性質
- (b) 目的とその目的を達成するための戦略

---

<sup>52</sup> IASB, Exposure Draft “Management Commentary” 2009

- (c) 最も重要な財務及び非財務的な資源、リスク及びステークホルダーとの関係
- (d) 業績の結果と将来見込み
- (e) 経営者がその掲げた目的の達成度合いを評価するために利用している重要な財務及び非財務的な業績指標

なお、当EDでは具体的なガイダンスや例示を示さず、IASB以外の他の組織にその作成を委ねることとしている（パラグラフBC48）。

開示される情報の裏付けや達成度合いを把握するために、財務的な指標や非財務的な指標、すなわちKPIを利用していくことも共通点として指摘できる。次章ではこのKPIに関して検討する。

#### IV 知的資産に係るKPI

それではKPIについてはどのような検討が行われてきたのであろうか。上記で紹介したプロジェクト等でもいくつかの提案がなされている<sup>53</sup>。例えば、MERITUMプロジェクトでは、人的資本・構造資本・関係資本といった知的資産の分類ごとに指標を例示しており、知的資産経営の開示ガイドラインでは、経営スタンス／リーダーシップ、選択と集中といった七つの分野ごとに指標を例示している。他方で、ドイツのDVFA-Society of Investment Professionals in Germanyは、すべての業界で開示されるべきものと、業界に特有のものに分けた整理しており<sup>54</sup>、また、WICIでもKPIを全業界共通のKPI、業界特有のKPI、個々の企業に特有のKPIの3階層のKPIを想定し、現在、いくつかの業界を選んで業界特有のKPIを選定する作業を行っている。前述したIASBのマネジメント・コメンタリーに関する公開草案でも、業績指標は一般的にその企業が活動している産業を反映し、このような業績指標が産業内あるいはより一般的に広く受け入れられ利用される場合、比較可能性が拡大すると指摘されている<sup>55</sup>。

このような知的資産に係る主要業績指標Key Performance Indicatorsとは何であり、どのような規準に基づいて選定されるべきものであろうか。特に外部報告を目的とした検討は今後、深めていく必要があると考えられるが、これまではバランスド・スコア・カードや戦略マップなどの経営管理からみたKPIの検討が行われてきた。後者の場合、戦略の実現に重要な指標をKPIと位置付け<sup>56</sup>、単なる過去の実績を示すような指

<sup>53</sup> 例えば、MERITUM Project “Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles (Intellectual Capital Report)” の「4.2. Phase2. Measurement」、経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン」の別紙1「典型的な知的資産指標の例（一覧）」。

<sup>54</sup> DVFA “Key Performance Indicators for Environmental, Social and Governance Issues” 2008, p.16

<sup>55</sup> IASB, *ibid*, paragraph37

<sup>56</sup> Cokins, Gary “Performance Management” John Wiley & Sons, 2009, p.105 Exhibit 18.1

標はKey Result Indicators (KRIs) として区別しているものもある<sup>57</sup>。あるいは、プロセスとその結果を測る指標ということで、前者をパフォーマンス・ドライバー、行動尺度、プロセス尺度、後者を成果、達成尺度、結果尺度と区別する場合もある<sup>58</sup>。知的資産経営報告書やWICIのフレームワークにみられるように、過去 - 現在 - 未来という時間軸をすえているとき、過去の成果と将来の先行指標の両者を示すためには、両者の視点が必要となるのであろう。

また、B. Marrは知的資産に関する指標について、「知的資本の価値は、その組織特有の戦略の中でのみ理解され得る」のであり、「目的適合的で意味のある知的資本に関する指標は、組織やセクターに特有のものである」と指摘している<sup>59</sup>。すなわち、企業がそれぞれに異なった戦略を採用しているのであるから、KPIも個々の組織にとってそれぞれに特有なものなのである。一方で、外部報告を目的とする場合、同一の企業の時系列での比較可能性ばかりでなく、他社との比較可能性も求められてくるであろう。知的資産経営報告書にみられるように、各社固有の強みとなる知的資産を活用した持続的な成長を目指し、そのエッセンスを外部のステークホルダーに報告する場合、内部で活用しているKPIと、外部に報告するKPIあるいは外部のステークホルダーが必要としているKPIとの関係を今後検討する必要があるであろう。具体的には、外部の投資家等によって業界ごとの指標に関する検討も公表されていることから<sup>60</sup>、両者の視点から検討を行っていくのであろう。

このような指標が有すべき特性について、MERITUMでは経営者が管理及び統制するため、そして外部利害関係者が投資及び貸付するため、両者の意思決定プロセスにおけるインプットとして役に立つという有用性Usefulを頂点として下記のような構造を示している<sup>61</sup>。

---

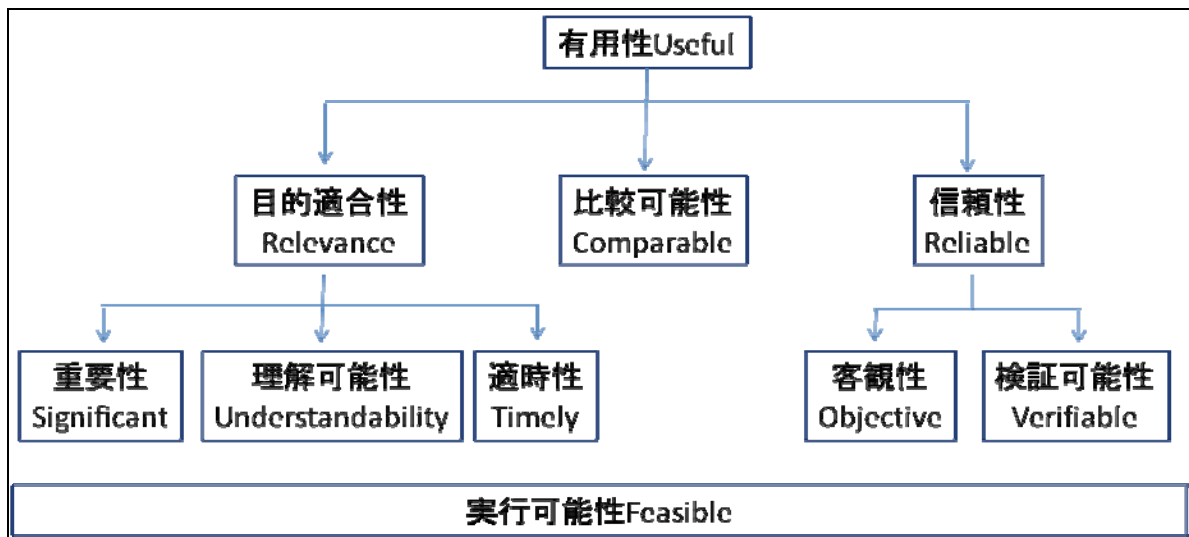
<sup>57</sup> Parmenter, David “Key Performance Indicators” John Wiley & Sons, 2007, pp.1-2

<sup>58</sup> 櫻井通晴「バランスト・スコアカード」同文館出版、2003年、pp.196-198

<sup>59</sup> Marr, *ibid*, p.28

<sup>60</sup> 例えば JP Morgan “Management incentives and strategy – Trends, business drivers and metrics across 20 sectors” Europe Equity Research, 2008

<sup>61</sup> MERITUM, *ibid*, p.86



【図 3】 MERITUMによるKPIの属性

SECの財務報告の改善に関する委員会最終報告では、KPIの開示を改善するために考慮すべき点として、次の5点を指摘している<sup>62</sup>。

- ・ 理解可能性(Understandability)：標準的なKPIの定義を開発することを奨励し、「報告書にKPIを記載している企業は、当該企業のビジネスを表すために使いたいと考えるどのような指標を使用してもよいであろうが、彼らの定義と、産業別あるいは企業別（activity -defined）に定義されたもののとの差異を明確に示さなくてはならない。」
- ・ 継続性(Consistency)：「使用されたKPIは、当期のみではなく、数期間にわたって継続的に報告されなければならない。KPIの定義の変更は、変更の理由とともに開示されなくてはならない。」
- ・ 適合性 (Relevancy)：「開示されるKPIは、当該企業のビジネスやビジネス・セグメントを理解し追跡するために重要なものでなくてはならないのであり、報告企業のビジネスやビジネス・セグメントで利用されており、報告企業がどのようにビジネスを行っているのかについて関連がなくてはならない。」
- ・ 開示可能性(Presentability)：「企業が自主的に報告書その他でKPIを開示する場合、MD&Aに別個KPIのセクションを設けるか、MD&A内のパートのサブセクションとして開示することができるであろう。」
- ・ 比較可能性 (Comparability)：「産業別あるいは企業別（activity-defined）のKPIの利用を企業に促進することによって、投資家は企業を産業内あるいは産業横断的に比較することができるようになり、また当該産業セグメントレベルできわめて有用となるであろう。産業別あるいは企業別（activity -defined）の

<sup>62</sup> “Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United States Securities and Exchange Commission”, 2008, p.112-113

KPIが利用可能となった際には、投資家が関心を持つことによって、一般的に定義されたKPIの用語の利用が促進されることをわれわれは望んでいる。」

また、PwCはKPIを有効に開示するためのモデルとして下記の10点を挙げている<sup>63</sup>。

|              |                                                                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戦略との関連       | 「企業の報告に業績指標を含める主たる理由は、企業によって採用されている戦略とその成功の可能性を読者が評価できるようにすることにある。」                                                             |
| 定義と計算        | 「業界特有の用語の利用が急速に増加していることから、業績指標の明確な定義によって、何が測られているのかについて読者の理解を促進し、業界内の会社間の比較を可能とする。」                                             |
| 目的           | 「ある業績指標がなぜ目的適合的であるのか説明することは経営者にとって重要なことである。」「というのは、特定の戦略的な目的の達成への進捗を測っているからである。」                                                |
| 情報の源泉、仮定及び限界 | 「読者が情報の信頼性を評価できるようにするために、業績指標の計算に利用されているデータの源泉とデータの限界を明確にすることが重要である。業績の測定においておかれた仮定は、読者が経営者によってなされた判断に到達できるようにするために説明されるべきである。」 |
| 将来ターゲット      | 「将来志向は、読者が戦略の成功の可能性を評価し、将来の業績を評価するための基礎を読者に提供するうえで重要である。」                                                                       |
| GAAPとの調整     | 「業績指標は財務的なものもあり非財務的なものもある。測定された金額は財務的なものであるが、会計基準によって要求されている『伝統的な』測定とは異なっているのであり、その相違を説明することは良い実務である。」                          |
| トレンド・データ     | 「業績が時間の経過の中で、いかに改善あるいは悪化したのかを示すことは、経営者の戦略の成否を評価する上で非常に有用である。」                                                                   |
| セグメント        | 「KPIは連結レベルでは有用でないことがしばしばである。このような場合、企業報告の利用者は特定のセグメントの戦略目的の進捗を評価するために、より詳細なセグメントの情報を求める。」                                       |
| KPIの変更       | 「数期にわたって比較可能であることは、良い企業報告の重要な原則であるが、戦略の変更によって、あるいは追加的な情報が利用可能となったことから、KPIが時間の経過とともに変更されうることもある。・・・このような変更は説明される必要がある。」          |
| ベンチマーキング     | 「業績を適切な外部の同業他社グループとベンチマークし、どのように同業他社を選択したのかを説明することは、利用者にとって非常に有用であると考えられる。」                                                     |

以上のようなKPIが持つべき一般的な特性や、これらを有効に開示するための一般的なモデルに関する提案がみられるが、具体的に何がKPIとして選択され開示されるべきであるのか、今後の大きな課題である。

<sup>63</sup> PwC “Guide to key performance indicators” 2007, pp. 8 - 9

## V 開示フレームワーク等の策定プロセス

それでは、様々な開示のフレームワークやKPIが提案されているが、今後、統一的な基準が策定されるとすれば、それはどのような形で策定されるべきであろうか。前記したように米国のSECは民間による自主的な検討と開示を優先し、政府機関に対しては、このような民間における活動の促進をサポートするように促しているのであるが、開示フレームワーク策定プロセスの課題に関して、PwCが提案しているバリューレポーティングでは、以下の二つの理由からマーケット主導の民間における策定プロセスを通じて基準が作成されるべきとしている<sup>64</sup>。

- (1) 「企業の自主的な参加なしでは、規制機関が直接介入しない限り基準は登場しない。」企業が参加することにより、「その基準によって企業をよりよく経営でき、利害関係者の興味を得られ、規制機関が独断的に評価基準を課す可能性を低減できる」。
- (2) このようなアプローチによって、「株式市場と他の利害関係者を巻き込むことになる」。

具体的なプロセスとして、以下のような提案がなされている<sup>65</sup>。

- 「・ 各業界の主要企業数社が基準を確立すべきことに同意する。彼らの参画なくしては、マーケット主導のアプローチは成り立たない。
- ・ それらの企業は、（・・・省略・・・）情報ギャップの大きな評価指標を洗い出す。
- ・ 企業団体や他の情報サプライチェーンのメンバーが情報の受信者（カッコ内省略）や外部専門家（カッコ内省略）とともに、既存企業が現在そのバリュードライバーをどのように評価しているのか、もしくは少なくともどう評価しようとしているのかを明らかにする。
- ・ それぞれの品質のギャップを埋めるために、特定のバリュードライバーを見出す。
- ・ 団体を代表する企業はこの基準を採用し、外部への報告に利用することによって報告ギャップを埋める。
- ・ 企業が報告する情報の受け手の代表は、他の企業にも同様な情報を提供するようにプレッシャーをかける。
- ・ 業界ごとに基準を見直し、それを用いて実務経験に基づいた適合性、信頼性、妥当性および予測された価値を評価する。
- ・ 必要に応じて修正を加え、比較可能性を確保する。」

現在、作業を進めているWICIは、概ね当提案に沿った形で作業を進めようとしている

<sup>64</sup> Eccles et al., ibid, p.260（中央青山監査法人訳、前掲書、p.208）

<sup>65</sup> Eccles et al., ibid, p.257（中央青山監査法人訳、前掲書、p.207-208）

るといえるであろう。

## VI 知的資産情報の開示とXBRL

### 1. XBRLの概要

情報技術の進展とXBRLの普及に伴い、企業の開示情報が従来の紙による開示から、インターネットを通じた開示へと移行しようとしている。知的資産に関する情報の開示についても新しい情報環境の中で開示していくことが議論されており、このことは先にも触れたWICIのタクソノミの開発作業によってもうかがうことができる。そこで、以下では若干、XBRLについての説明を行い、知的資産に係る情報開示との関係について検討を行う。

XBRL(eXtensible Business Reporting Language) は、XML技術を使って、各種事業報告用の情報を作成・流通・利用できるように標準化されたコンピュータ言語である。

現在、インターネットで流通している情報は、HTMLやPDFなどのドキュメントタイプの情報であり、従来の紙ベースの情報の延長線上にある。ドキュメントタイプの情報は印刷物と同じように視覚的な理解には優位性があるが、記述されているデータを特定し、利用するには不向きな形式である。それは、文書上のデータを利用するためには、“転記”作業というプロセスが必要になるが、利用の過程でプロセスが一つ加わることにより、転記ミスなどのデータの劣化が生じる可能性が高まり、劣化を防ぐためのレビュー作業などのコストが発生することになるためである。

そこで、XBRLはドキュメントの表示形式とデータを切り離し、データに意味付けをして構造化することで、流通している情報をそのまま利用することが可能になる。これにより、データの効率的な利用を実現することが期待されている。

最近の動向として、XBRLは財務諸表を対象として活用され始めている。我が国では、金融庁が2008年4月開始事業年度の有価証券報告書等の財務諸表（注記事項、附属明細表を除く本表のみ）からXBRLでの財務諸表の作成・提出を義務付けている。

米国ではSECが2008年12月に、2009年6月15日以降の期末日に係る報告書について、注記事項を含む財務諸表をXBRLで作成・提出することを義務付けた。ただし、XBRL義務化初年度は米国会計基準を採用している時価総額50億ドル以上の会社を対象とし、翌年度以降の2年間で対象範囲をすべての会社に広げることになっている。さらに、2014年11月1日からは提出するXBRLに対して、監査人による保証が必要としている。なお、監査人による保証の方法については言及していない。

国際会計基準委員会財団（IASCF）は、国際財務報告基準（IFRS）をベースにしたXBRLタクソノミを開発しており、毎年IFRSの改訂にあわせて公表している。IFRSは、ヨーロッパを始めとする多くの国々で採用されているが、XBRL形式の財務諸表については、各国の証券規制当局又は証券取引所において財務諸表の提出方法



として採用されていないことから、まだIFRSに基づいたXBRLデータの作成・提出は進んでいない。

XBRLによる情報開示は、財務諸表から始まったばかりであるが、将来的には知的資産に係る情報開示においても活用されていくことが見込まれる。前述のWICIは、XBRLによる情報開示を前提として新たな開示フレームワークを提案している。これは、企業の情報開示の観点からは従来の財務情報と知的資産を始めとする非財務的な情報はそれぞれ独立して存在するものではなく、それぞれが有機的に結びつくことによって情報としての価値を高めることが期待されており、そのための情報開示のツールとしてXBRLを活用することは、財務情報のXBRL化の進展を考慮すると必然的な要請であるといえることができる。さらには、SECが財務諸表のXBRL化に当たっては、非財務情報を含んだ注記事項までXBRLの対象範囲としていることから推察される。

## 2. 知的資産に係る情報開示のXBRL化の課題

XBRLはデータに意味付けをして構造化することにより、データの作成者と利用者間で情報を共有化するための技術である。特に、作成者と利用者がn:nの関係にあるときに利便性が向上する。知的資産に係る情報開示にXBRLを活用するための課題としては、①どのような情報に意味付けをして構造化するか、②構造化されたXBRLタクソノミを複数の作成者と利用者間でどのように共有するかが挙げられる。既にXBRLを活用している財務諸表を例にとると、前者については財務情報の比較可能性を担保する各種会計基準・開示規則が整備されており、それらの基準・規則のうちで開示に係る部分を整理し、XBRLタクソノミとして構築している。後者については、金融庁などの規制当局がベースとなるXBRLタクソノミを用意し、企業はそのXBRLタクソノミを自社に合わせて拡張してXBRLデータを作成・提出することで実現している。

これを知的資産に係る情報開示に当てはめて考察すると、①XBRLタクソノミを開発するためのベースとなる開示基準が存在していない、又は共通認識となる情報開示の基盤が構築されていない、②情報開示に対するリーダーシップが不在、又は確立されていないことといえることができる。前者の課題については、この答申において様々な取組みを紹介しており、今後、競争優位を持つ開示基準の出現が待たれるところである。後者についても、企業業績の比較可能性を実現するような、標準化されたXBRLタクソノミの利用を推進するリーダーシップの仕組みを構築することが解決策となる。

すなわち、XBRL化の課題は、XBRLに関してではなく、知的資産に係る情報開示の課題に内在する問題であるといえることができる。知的資産に係る情報開示の課題が解決され、当該情報開示の業務要件をXBRLタクソノミに落とし込む段階において、初めて、XBRLの技術的な検討課題が表面化することになるであろう。一方で、財務

情報との関連からXBRLを知的資産に係る情報開示で利用するために、開示基準の作成過程において、XBRLでの技術的な要件を確認しつつ開示基準の作成を行うことでXBRLについての検討課題を洗い出すことは有意義な活動であるといえる。

### 3. XBRLデータへの保証

公認会計士が行う保証業務のうち、伝統的な領域は財務諸表監査である。財務諸表監査は、企業が作成する財務諸表に対して、二重責任の原則の下で、公認会計士によって行われるが、監査対象である財務諸表の形式は暗黙裡に文書（ドキュメント）をベースにしている。

それでは、財務諸表がXBRLとなった場合に、財務諸表監査における保証の概念は変化するのであろうか。

2008年、AICPAのAssurance Services Executive Committeeはビジネス・レポーティングと保証に関するホワイトペーパーを公表している<sup>66</sup>。ホワイトペーパーでは、今後の企業情報開示の方向性として、①より幅広い情報開示、②従来とは異なった情報チャネル、③オンライン、リアルタイムの報告による開示頻度の増加、及び④新しい監査の戦略と技術の4点を指摘している<sup>67</sup>。これまでに説明してきたように、今後の企業情報の開示内容について、いくつかの提案がなされてきたところであるが、最近の動向として重要な点は、XBRLフォーマットによる情報開示が進められていることである。ホワイトペーパーでは、特にこのXBRL化の観点から、保証に関して以下の三つの課題を指摘している。

#### 1. XBRLフォーマットにより開示される情報に対する保証の提供

インターネットで提供されるデータの信頼性に対する保証の枠組みについては、AICPAの監査基準委員会の発行した解釈指針5号101項「XBRL文書に含まれる財務情報の検証業務について」が指針として発行されているが、更にAICPA内のタスクフォースが検討を続けている。

#### 2. データ・レベルでの保証

新たなレポーティングの枠組みで、データの開示範囲が拡大し、またインターネットを通じて個々のデータが活用されるような状況の中で、従来の財務諸表全体に対する保証の枠組みでは十分ではなく、データそのものに対する信頼性の付与の考え方の検討が行われる必要がある。

#### 3. 継続監査

継続監査の適用は、現状では主に、タイムリーに正確なデータを要求する経営陣の要請による内部報告で適用されているが、外部報告目的では、実用に至っていない。しかし、今後、更なる適時報告の要請が高まるにつれ、その必要性が出

---

<sup>66</sup> AICPA Assurance Services Executive Committee, Whitepaper “The Shifting Paradigm in Business Reporting and Assurance” 2008

<sup>67</sup> Ibid. p.14-22

てくる可能性がある。

財務諸表で使われるXBRLは、XBRL-FRという仕様であり、タクソノミとインスタンス文書で構成されている。ここでのタクソノミは、財務諸表の電子的な雛型であり、電子的に意味付けされた勘定科目を使って財務諸表を表現するための表示・計算構造を有している。インスタンス文書は、タクソノミを元に、実際の財務データ、会計期間などの報告者情報を記述した文書である。このタクソノミとインスタンス文書が揃って、XBRL形式の財務諸表が表現される。知的資産に係る情報のような非財務情報についても、XBRL-FRが使われることが想定されるため、XBRLデータへの保証についてもXBRL-FRを前提に考察したい。

XBRLはタクソノミという勘定科目間の構造を記述する形式を有することによって、電子的に意味付けされた勘定科目を有機的に結び付けている。そのため、XBRLデータの保証は、勘定科目ベースの電子データを一つ一つ保証するというアプローチを取る必要はなく、財務諸表全体を表現するタクソノミの適正性を監査するという伝統的な監査の枠組みの中で捉えることができるのではないだろうか。インスタンス文書については、タクソノミと紐づいた実データ群として存在するものであり、単独では存在し得ないデータである。財務諸表に例えると、勘定科目が空白の状態の財務諸表であり、そのようなデータは意味を持たない存在である。そのため、タクソノミと一対として保証の対象とすることが適切である。

XBRLデータを伝統的な監査の枠組みの中で捉えた場合、監査手続については適切なタクソノミの選択、勘定科目のXBRLデータ属性の適正性、勘定科目間の構造の適正性、表示科目、タクソノミと紐づいたインスタンス文書に記述されている財務数値の妥当性などを監査要点として手続を実施することになると思われる。実務的には、XBRLに関する専門家の業務の利用を検討することになるであろう。

## VII 知的資産情報開示に対する保証

上記ではXBRL情報に対する保証の課題に関するものであったが、知的資産情報そのものに対する保証については、研究報告29号で、各国の実例を基に「知的資産経営の開示ガイドライン」に基づいた情報開示を前提として検討を行っているので、要点のみを下記に記載する。

非財務情報の開示実務として現在行われているものとして、例えば米国のMD&Aは現行制度上、会計監査人の監査の対象ではなく、監査意見の保証の対象とはなっていないが、利用者にとって重要な情報であり、実務上は、数値チェックや財務諸表との整合性のチェック等が行われている。また、英国会社法に基づく監査報告書においては、監査人は、財務報告（Annual Report）における情報全てに対し、読む（Read）ことにより、財務諸表との整合性を検討し、情報の整合性について意見を述べる、という

方式を取り入れている。この方式は、非財務情報のデータそのものについて、直接的な保証ではなく、財務諸表との整合性を確認するというもので、大きな時間をかけないで、異常な記載がないことを全体的に述べるものであり、非財務情報の財務情報との整合性の確認として、もっとも導入されやすい形式であると考えられる。例えば、監査報告書上では下記のような記載が行われる。

(監査手続)

We read the other information contained in the Annual Report and Form 20-F and consider whether it is consistent with the audited Company Financial Statements.  
アニュアルレポート及び20-Fに含まれる情報を読み、財務諸表との整合性を検討した。

(監査意見)

The information given in the Directors' Report is consistent with the Company Financial Statements.

経営者報告に含まれる情報は、会社の財務諸表と整合している。

もう一つ具体的な例として、Novo Nordisk社の監査報告書をあげる。同社はデンマークの製薬企業であるが、全般的に開示の進んでいるデンマーク企業の中でも、充実した非財務情報の開示を2004年から継続している。その開示内容は、任意開示であるものの、非財務情報のセクションを財務諸表のすぐあとに設け、ターゲットとするKPI、非財務情報の会計方針、重要な経済指標、価値の分配、環境、コンプライアンス、CSRをも包括するものとなっている。保証報告書については、財務諸表に対する監査報告書とは別個に、非財務情報の保証報告書という報告書を発行している。意見部分には、会社の提示する非財務情報について重要な誤謬はなく、会計方針に従っていることが記されており、一步踏み込んだ非財務情報についての限定的保証であるが直接的な保証方式ということができる。

(一 結論)

Based on our review, nothing has come to our attention that causes us not to believe that the non-financial information in the Annual Report of Novo Nordisk is free or material misstatements and has been presented in accordance with the accounting policies.

レビューの結果、会社のアニュアルレポートに含まれる非財務情報に重要な誤謬がない、あるいは会計方針に従って作成されていないと信じさせないような項目はない。

以上は現在の実務における実例であるが、EBRにおいては、新しい時代の財務報告の枠組みに対応する保証の概念として、第V章で紹介したデータレベルでの保証(Data level assurance)のほか、数段階のレベルの保証(Multi level assurance)の概念が提示されている。現行の財務報告の保証が財務諸表全体に対して行っているのに対し、これらの概念は、データそのものへの保証、段階に応じた保証の方式を示しており、非財務情報に対する保証の在り方の一つの考え方を示唆している。

## VIII 今後の課題

国際会計士連盟(International Federation of Accountants、以下「IFAC」)では、

2008年及び2009年に、近年、多くの変更や改善が行われている財務報告が果たして良くなっているのか、あるいは悪くなっているのか、①コーポレート・ガバナンス、②財務報告プロセス、③財務報告の監査及び④財務報告の有用性という四つの視点から調査を行っている<sup>68</sup>。2009年の報告書では、財務報告の有用性に関する調査の結果として、①非財務的な指標、リスクやサステナビリティの結果に関する開示が不十分であること、②開示と、組織の環境や戦略や戦略の実行との関係が明確でないことが指摘されている<sup>69</sup>。そして、財務報告の有用性を改善するためには、より意味のあるナラティブな報告が、更なる改善のための最優先の項目であると指摘している<sup>70</sup>。

これらの調査結果からもわかるように、今後、非財務情報の開示の重要性が高まっていくものと考えられるのであるが、これまでの検討からわかるように、現在、国際的な連携をしながら検討している段階であり、未解決の検討すべき課題が多く残っている。

過去の実績と現在の状況、そして将来に向かってどのように価値創造していくのか、裏付けとなる指標とともに包括的に把握し開示していくことは、企業自身の経営にとってはおもにより、投資家をはじめとするステークホルダーが企業の将来キャッシュ・フローや資本コストあるいはリスクを評価する上でも、非常に有用な情報となるであろう。

ただし、現時点では知的資産に係る情報を、どのようなフレームワークによって把握するのが望ましいのか、最終的な案が提示されているわけではない。また、仮にそのようなフレームワークが策定されたとしても、そのフレームワークに基づく情報開示が、有価証券報告書やアニュアル・レポート等の制度開示の枠組みの中で開示されるのか、別個の報告書として開示されるのか、すなわちこのような知的資産に係る情報開示をどのように位置付けるのかという課題も残っている。さらに、具体的にどのような情報が開示されるべきであるのか、開示されるべき情報と開示する必要がない情報とをどのような基準で選択するのか、開示される情報と企業価値との関係はどのようなになっているのか、開示フレームワークをいかにして策定していくのか、といった点も課題として残っている。

知的資産に係る情報では、企業が選択した戦略の達成度合いを測るために、KPIが重視されている。現在、KPIを全産業共通のKPI、業種別のKPI、企業固有のKPIの三つに分類して、外部公表用の業種別KPI及び全産業共通のKPIを選定する作業が、日米欧三極の団体が分担しながらWICIによって行なわれている。どのような手続きによって、どのような基準によりKPIを選定していくのかについても、今後の課題である。

---

<sup>68</sup> IFAC “Financial Reporting Supply Chain – Current Perspectives and Direction” 2008 及び “Developments in the Financial Reporting Supply Chain – Results from a Global Study among IFAC Member Bodies” 2009

<sup>69</sup> IFAC “Developments in the Financial Reporting Supply Chain – Results from a Global Study among IFAC Member Bodies” 2009, p.22

また、WICIの活動にみられるように、情報開示は新しい情報システム環境の下での開示、具体的にはXBRLを利用した開示を前提にしながら作業を進められている。上記で指摘しているように、情報のXBRL化のためには何をどのような形で開示するのかを明確にしなくてはならない。また、知的資産に係る情報だけの問題ではないが、XBRL化によりデータと表示の分離が行われる中で、開示される情報の保証をどうするのかも大きな課題であろう。

開示情報の保証に関する課題としては、知的資産に係る情報に対する保証をどうするのか、大きな課題となる。この点については、既に環境報告書やCSR報告書といった報告書で開示される非財務情報に対する保証に関する検討が進んでいることから、知的資産情報に対する保証において非常に参考になると考えられる。

知的資産情報の開示に関する国際的な検討は、まだ緒についたばかりである。多くの課題はあるが、日本公認会計士協会としても、国内外の関係諸団体と連携をとりながら、今後の情報開示のフレームワーク策定作業に参画していくことが必要であろう。

以　上

---

<sup>70</sup> IFAC, *ibid*, p.24

## 資料1 知的資産に関連した動き

山本英一・俣野敏道「知的財産政策の新展開（第3部）- 世界的潮流の知的資産」知財ぶりずむ2009年3月号から、図表1～3を転載。

|     | 1974                                               | 1981                               | 1984                                                                                     | 1986                                                           | 1987                                                    | 1989                                                                   | 1990                                               |
|-----|----------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 日本  | <p>新しい経営力指標の検討。</p> <p>経済産業省「企業経営力委員会」設置～2000年</p> | <p>人的価値研究を商業化。</p>                 | <p>伊丹敬之<br/>新・経営戦略の論理</p> <p>「見えざる」資産を競争優位性の源泉として論ずる。</p>                                |                                                                | <p>組織的知識創造プロセスを暗黙知と形式知との相互変換運動であるSECIスパイラルとしてモ</p>      |                                                                        | <p>野中郁次郎<br/>知識創造の経営</p>                           |
| 米国等 |                                                    | <p>Brian Hall<br/>オメガアソシエイツ社設立</p> | <p>リーダーシップ、戦略計画、顧客と市場の重視、情報と分析、人材の重視、プロセス・マネジメント、事業活動の結果の7観点で審査し、総合的なマネジメントクオリティを評価。</p> | <p>David Teece<br/>Profiting from Technological Innovation</p> | <p>NIST<br/>Malcolm Baldrige National Quality Award</p> | <p>技術革新に含まれる価値の源泉、それを利益に転換する方法、さらにイノベーションを商業化するのに必要なステップを明らかにしている。</p> |                                                    |
| 欧州等 |                                                    |                                    | <p>無形資産のマネジメントに言及。</p>                                                                   | <p>Karl-Erik Sveiby<br/>The Knowledge Company</p>              |                                                         | <p>Karl-Erik Sveiby<br/>The Invisible Balance sheet</p>                | <p>知的集約企業にとっても最も重要な価値源泉をなす従業員に関する非財務的指標を初めて開示。</p> |

|      | 1991                                                                                                         | 1992                                             | 1994                                                                                                                           | 1995                                                                                                      | 1996                                                                    | 1997                                                                                                                          | 1998                                                                                                                                                                    | 1999                                                                         | 2000                                                                   |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 日本   |                                                                                                              |                                                  | 米国The Malcolm Baldrige National Quality Awardを範として、経営の質を評価し、革新(イノベーション)のモデル企業を表彰。                                              | 経営品質協議会<br>日本経営品質賞                                                                                        |                                                                         |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                         |                                                                              |                                                                        |
| 米国等  | Thomas Stuart<br>「Brain Power - How Intellectual Capital Is Becoming America's Most Valuable Asset」, Fortune | 企業の知的資本である従業員が企業の成功と利益に多大な影響を及ぼすことについて論ずる。       | 非財務指標の開示、財務会計と管理会計の融合、将来情報の開示などの革新が必要であることを指摘。                                                                                 | AICPA<br>AICPA Special Committee on Financial Reporting: Improving Business Reporting                     | SEC<br>SEC symposium on measuring intellectual/intangible assets        | Stern Stewart&Co.<br>EVA™                                                                                                     | Brookings<br>Unseen Wealth Project (～2001)                                                                                                                              | 知的資産の研究タスクフォースを発足させ、知的資産の評価方法や開示の在り方について検討。                                  |                                                                        |
| 欧州等  |                                                                                                              |                                                  | 世界初の知的資本報告書 (Intellectual Capital Report)、企業の見えざる価値を認識可能とし、それを株主や従業員に伝達し、その管理方法や手段をより有効に利用し得るものとするを目的に、L. Edvinssonを中心に、作成された。 | Skandia<br>Visualizing Intellectual Capital in Skandia (Supplement to Skandia Group's 1994 Annual Report) | 効率性、リスク、刷新・開発の3つの観点より企業分析を行う。                                           | Leif Edvinsson and M.Malone<br>Skandia Navigator™<br>Leif Edvinsson<br>IC-Rating™<br>Patrick Sullivan<br>Licensing Strategies | 企業活動についてよりバランスの取れた過去(財務的フォーカス)、現在(顧客フォーカス、プロセス・フォーカス、人的フォーカス)、及び将来(更新・開発フォーカス)間のバランスの取れた全体像をビジュアル化して提示。                                                                 | インプット、プロセス、知的資本の構築、アウトプットの4つの要素からなる業績指標による企業分析。                              |                                                                        |
|      |                                                                                                              |                                                  | 知的資本に関する個々の指標を一つに集約。指標の変化が企業の市場における評価に関連付けられる。                                                                                 |                                                                                                           | Göran Roos<br>IC-Index™<br>Karl-Erik Sveiby<br>Intangible Asset Monitor |                                                                                                                               | Patrick Sullivan<br>Profiting from Intellectual Capital                                                                                                                 |                                                                              | A Bounfour<br>IC-dVAL™<br>European Commission<br>PRISM Project (～2003) |
|      |                                                                                                              |                                                  | 無形資産に関する4つの項目(成長、更新、効率、安定)を測定。                                                                                                 | Danish Trade and Industry Development Council<br>Survey on Intellectual Capital Accounts (～1997)          | 無形財のマネジメントとレポーティングのガイドラインの策定を目的に立上げられたプロジェクト。                           | Danish Trade and Industry Development Council<br>Intellectual Capital Accounts - Reporting and managing intellectual capital  | Scandian, Denmark, France, Spain etc<br>MERITUM Project (～2002)<br>Danish Agency for Trade and Industry<br>Danish Intellectual Capital Statements Pilot Project (～2000) | ヨーロッパ委員会企業局長の主導の下、上級専門化グループ(High-Level Expert Group)が設置され報告書がとりまとめられた。       |                                                                        |
|      | 企業会計について議論。                                                                                                  |                                                  |                                                                                                                                |                                                                                                           |                                                                         | Austrian Research Centers (ARC)において公表されたIC報告書であり、組織内外へのコミュニケーションツールとして活用。                                                     | Nordic Industrial Fund<br>Nordika Project (～2001)<br>Austria<br>Austrian Research Centers (ARC) IC Report                                                               | 知的資本の情報の質と比較可能性の向上に関する可能性、より質の高い情報の必要性、これら情報の利用そして透明性の拡大に向けた戦略などについて議論が行われた。 |                                                                        |
| OECD | Roundtable on Intangible Assets                                                                              | Workshop on Measurement of Intangible Investment |                                                                                                                                |                                                                                                           | 人材教育や訓練の費用等のデータを公表。                                                     | Human Capital Investment - an International Comparison                                                                        | International Symposium on Intellectual Capital                                                                                                                         |                                                                              |                                                                        |



|      | 2001                                                                                                                                                                                                         | 2002                                                                                                                                                                                                                                   | 2003                                                                                                                                                                         | 2004                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2005                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2006                                                                                                                                            | 2007                                                                                                                                                        | 2008                                                                                                                                                                     |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本   |                                                                                                                                                                                                              | 経済産業省<br>●総合経営力指標<br>～定性要因の定量的<br>評価の試み(製<br>造業編/小売業<br>編)<br>●ブランド価値評価<br>研究会報告書<br>●知的資本研究会<br>最終報告書                                                                                                                                 | 経済産業省<br>●新経営力指標<br>(知的資本)に関す<br>る調査研究報告書                                                                                                                                    | 経済産業省<br>●知的資産の創<br>造・活用に関する調<br>査研究<br>●知的財産情報開<br>示指針<br>●通商白書2004                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 経済産業省<br>●産業構造審議会<br>新成長政策部会 経<br>営・知的資産小委<br>員会 中間報告書<br>●知的資産経営の<br>開示ガイドライン<br>●知的資産WEEK<br>開始                                                                                                                                                                                                      | 経済産業省<br>●知的資産経営報<br>告の視点と開示実<br>証分析調査<br>●中小企業白書<br>2006<br><br>中小企業基盤整備<br>機構<br>●中小企業知的資<br>産経営研究会 中<br>間報告書<br>●中小企業のため<br>の知的資産経営マ<br>ニュアル | 経済産業省<br>●知的財産の流<br>通・資金調達事例<br>調査報告<br>●日独IC<br>Summit2007                                                                                                 | 経済産業省<br>●産業構造審議会<br>新成長政策部会<br>第9回 経営・知的資<br>産小委員会<br>●地域連携拠点<br>事業<br><br>中小企業基盤整備<br>機構<br>●中小企業のため<br>の知的資産経営実<br>践の指針                                               |
| 米国等  | Baruch Lev<br>Intangibles:<br>Management, Measu<br>rement and<br>Reporting<br><br>FASB Business<br>Reporting Research<br>Project<br>Steering Committee<br>Report<br><br>Brookings<br>Unseen Wealth<br>Report | 知的資産会計の構築に向<br>けてパイオニア的著書。<br><br>知的資産を3つに分類<br>し、各々情報について、資<br>本市場に対する定量的な<br>情報開示の重要性につ<br>いて述べる。<br><br>知的資本を構成する要<br>素(人的資産、構造資<br>産、関係資産)、知的資<br>本マネジメント、知的<br>資本報告書を提案した。                                                        |                                                                                                                                                                              | AICPA<br>Report of the<br>Public Company<br>Task Force to the<br>Special Committee<br>on Enhanced<br>Business reporting                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 現行の財務報告<br>の限界に対する<br>懸念を受け、<br>AICPAにより財務<br>報告における情<br>報の質と透明性<br>を改善するため<br>提案された新し<br>い報告モデル。                                                                                                                                                                                                      | EBRC<br>EBR Version2.0                                                                                                                          |                                                                                                                                                             | National Academies<br>無形資産:適切な<br>価値評価と企業<br>価値・経済成長<br>への貢献                                                                                                             |
| 欧州等  | E*KNOW-NET<br>E*KNOW-NET<br>Project<br><br>Nordic Industrial<br>Fund<br>Nordika Project<br>Report                                                                                                            | Scandian, Denmark,<br>France, Spain etc<br>MERITUM Guideline<br><br>MERITUMプロジェクト<br>の成果を活用促進<br>するために、無形資<br>産に関する欧州の研<br>究・コミュニケーション<br>のためのネット<br>ワークとして設立さ<br>れたプロジェクト。<br><br>企業業績に影響を及ぼ<br>すキーファクターに焦<br>点を当てR&Dに関する<br>意思決定を促進。 | European<br>Commission<br>PRISM REPORT<br>2003<br><br>Danish Ministry of<br>Science,<br>Technology and<br>Innovation<br>The New Guideline<br><br>Spain<br>Intellectus Model® | 21世紀の知識化経済の<br>下で企業活動がかかわり<br>をもってくる経営資源の全<br>体像を階定型的に整理。<br><br>人的資本の重要性や自社のイノベ<br>ーティブ性の伝達を主な開示目的とす<br>る。また、「Analyzing Intellectual Capital<br>Statements」を併せて公表し、具体的<br>な数値情報を使った分析モデルを例示。<br><br>中小企業向けガイドライン<br>(ただし、大企業の銀行も<br>作成している)であり、企業<br>による報告書作成費用の<br>半分は政府から補助。<br><br>German Federal<br>Ministry of<br>Economics and<br>Labor<br>Intellectual capital<br>statement<br><br>UK<br>Draft Standard on<br>Operating and<br>Financial Review<br>(OFR) | 約20種類のKPIが例示され<br>た実施ガイダンスが公表され<br>たが、産業界等より強い反対<br>があり、施行前に凍結・廃案。<br>その後、2006年12月に再<br>度、会社法改正を行い、<br>Directors' Report(取締役会報<br>告書)においてBusiness<br>Review(運営事業レビュー)を<br>行うことが決定。                                                                                                                     | European<br>Commission<br>RICARDIS<br><br>R&D投資へつながる情報<br>開示、投資家への知的資本<br>報告書の理解の仕方、政策<br>サイドへの提言が説明。                                           | Germany<br>日独IC Summit2007                                                                                                                                  | マクロ(国家)レベル、<br>地域レベル、企業レ<br>ベルの3つの観点より<br>調査を行った。特に<br>企業のレポートイン<br>グの際には、投資家<br>にとって比較可能性<br>が担保されることが<br>重要であり、例えばX<br>BRLタクソノミーに対<br>するKPIの設定等の<br>作業が求められると<br>している。 |
| OECD |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                        | Study on Value<br>Creation and<br>Intellectual Assets<br><br>Forum on Business<br>Performance and<br>Intellectual Assets                                                     | Intellectual Assets<br>and Value Creation<br>(IAVC)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 日本、英国、オランダ、デン<br>マーク、スウェーデン、フィン<br>ランドの6カ国と共同で、<br>持続的な経済成長を確保<br>する観点からプロジェクト<br>の立ち上げを提案。2006<br>年の閣僚理事会にて結果<br>報告がなされ、参加国間に<br>フォローアッププロジェクト<br>の実施が決定。<br><br>Analyzing<br>Successful<br>Practices and<br>Policy Frameworks<br>on Accelerating<br>Value Creation<br>through IA based<br>Management | WICI発足<br><br>企業側の取組むべき点、投資<br>家側の視点をまとめた。特に、<br>企業価値ドライバーやリスクに<br>関する非財務及び将来情報の<br>開示と共に、比較可能性(例<br>えばKPIの設定)を挙げた。                             | Synthesis report on<br>Analyzing<br>Successful<br>Practices and<br>Policy Frameworks<br>on Accelerating<br>Value Creation<br>through IA based<br>Management |                                                                                                                                                                          |

## 資料2 各国・各地域での知的資産情報開示に関する活動の概要

資料1で示した各国・地域の知的資産情報の開示に関連する検討について、主要なものを解説する。

### I 米国

#### 1. ジェンキンス報告書

III 1. 参照。

##### 【参考文献等】

AICPA “Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting”  
1994 (八田進二・橋本尚共訳「アメリカ公認会計士協会・ジェンキンズ報告書 事業報告革命」白桃書房、2002年)

#### 2. Statement of Financial Accounting Standards (SFAS)141号・142号

SFAS141号は、2001年に導入された企業結合に関する基準であり、企業結合の会計処理について、従来パーチェス法、持分プーリング法の双方が認められていたが、この基準の導入によりパーチェス法一本に定められた。また、パーチェス法適用時の買収価額の配分において、法的要件又は分離要件を満たす無形資産については、のれんから分離して認識することが求められることになり、分離される無形資産について例示が示された。SFAS142号は、認識後の無形資産に関する償却等について定めたものである。また、IFRSとのコンバージョン化の一環として、2007年にSFAS141号の改正 (SFAS141(R)) が行われ、企業結合の際認識された仕掛中の研究開発費について、即時費用化から資産計上・償却に変更された。

企業結合会計の適用については、会計監査人の監査の対象である。特に、無形資産の測定の部分は、様々な仮定が必要で、監査上その仮定の検証に困難を伴う。米国における実務としては、会計監査人は、評価の専門部門を活用し、監査を実施している。

##### 【参考文献等】

FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.141 “Business Combinations” and No.142 “Goodwill and Other Intangible Assets”

#### 3. AICPA Practice Aid

無形資産評価に関するSFAS141の実務上の適用に関して混乱を避けるべく詳細な実務指針が、2001年にAICPAから公表された。企業結合会計適用の際の無形資産の測定に関し、特にソフトウェア産業、電子部品産業、製薬産業における研究開発活動における実務の指針となるべく示された具体的なガイダンスである。無形資産の会計に関するQ&Aによる実務指針と測定に関する具体的なアプローチを示し、米国に

における無形資産測定の教科書的な役割を果たしている。また、無形資産の測定結果に対する、監査手続について、注意すべき点が詳細に記載されている。

【参考文献等】

AICPA Practice Aid “Assets acquired in a business combination to be used in research and development activities”

#### 4. Intangible Asset Project

SFAS141号導入の結果、企業買収を行った企業と自社内で研究開発を行った企業との間で、同じ無形資産を取得しても会計処理に大きな差が生じるようになった。この差の解消をテーマに2001年FASB内にプロジェクトチームが設置され、無形資産に関する何らかの注記情報を開示する方向で議論が進んでいたが、エンロン事件勃発とともにプロジェクトも頓挫した。もし制度化されていれば、知的財産の評価について財務諸表の注記情報として会計監査人の監査対象となっていた。

#### 5. Management Discussion and Analysis (MD&A)

米国証券取引監視委員会（SEC）は、公開企業のディスクロージャーの規制を強める目的で、1982年から、SEC登録企業に対し、企業の財務状況、財務状況の変化、事業の結果を理解するのに必要な情報が提供されるよう、MD&Aの形式による開示を義務化している。MD&Aは、Management Discussion and Analysisの略、つまり「経営陣による経営成績や財政状態に関する議論と分析」であり、米国証券取引法及び取引所法により、アニュアル・レポートや四半期報告書での開示が求められているものである。ここでは、経営に活用している主要業績指標を特定し考察することが求められており、この指標に非財務的指標を含むとされている。現在のところ、このMD&Aについて、第三者による保証を与える法律上の要請はない。しかしながら、MD&Aの内容は、密接に財務諸表と関係するものであることから、実務上は、会計監査人は何の保証を与えないものの、財務諸表の利用者に誤解を与えないよう、財務諸表との整合性のチェック等の手続きを行っているのが現状である。

#### 6. Regulation G

非GAAP型の財務数値の開示の乱用に対する規制として、米国SEC登録企業を対象に2003年導入された。証券取引委員会（SEC）の規則であるRegulation Gは、SEC登録企業が、非GAAP型の財務数値を含む重要な情報開示する場合、対応するGAAPの数値に調整することを義務付けている。

#### 7. Total Value Creation (TVC)

財務報告改善議論の盛んなカナダにおいて、議論の集大成として、2000年、カナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Chartered Accountants）により、企

業の価値創造活動をとらえるべく提案されたレポーティングモデルである。割引将来キャッシュ・フロー価値による現在価値を開示することを主眼におき、そのための前提条件の提示を強調している。網羅性、仮定の継続性、DCFのモデルの継続性に対する保証が必要であると提案している。

【参考文献等】

<http://www.totalvaluecreation.com/>.

## 8. 21st Century Disclosure Initiative

2008年6月、当時のSECのコックス会長の提案による財務開示の抜本再考のプロジェクトで、投資家の視点から財務開示の基本目的を検討し、現行開示制度の改善を検討しようとするもの。

【参考文献等】

SECホームページ

<http://www.sec.gov/spotlight/disclosureinitiative.shtml>

SEC 21st Century Disclosure Initiative : Staff Report “Toward Greater Transparency : Modernizing the Securities and Exchange Commission's Disclosure System” 2009

## 9. The Shifting Paradigm in Business Reporting and Assurance

昨今のビジネスレポーティング及びその保証枠組みの議論・傾向について、AICPA保証業務委員会が取りまとめをし、白書として2008年公表したもの。レポーティング制度、保証制度の現状、これらの制度に大きな影響を与える五つの要因、今後のレポーティングの方向性（情報の質、開示の方法）及び新しい保証の枠組み等が示されている。新しいレポーティングモデルに対応する保証の枠組みに対して、下記3点の保証概念を提起している。

- ・ XBRL形式で報告される情報の保証
- ・ データレベルの保証（Data-level assurance）
- ・ 継続監査（continuous auditing）

【参考文献等】

AICPAホームページ

[http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/BRAAS/downloads/AICPA\\_ASEC\\_Whitepaper\\_Final\\_20082008April\\_2008.pdf#search='The Shifting Paradigm in Business Reporting and Assurance'](http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/BRAAS/downloads/AICPA_ASEC_Whitepaper_Final_20082008April_2008.pdf#search='The+Shifting+Paradigm+in+Business+Reporting+and+Assurance')

AICPA, Whitepaper “The Shifting Paradigm in Business Reporting and Assurance” 2008

## 10. Recommendations to Improve Financial Reporting for Investors

米国の財務報告における複雑性の減少とより理解しやすい財務報告を目的として、財務報告の改善のための25の提案を含め、SECの諮問委員会が2008年8月に報告したもの。検討の目的として、SEC提出書類の情報の有用性の向上、会計基準設定プロセスの改善、新会計基準の実質的デザインの向上、解釈指針の範囲の明確化、財務諸表のリステートメント及び会計上の判断に関するガイダンスの明確化の五つの分野が挙げられている。

### 【参考文献等】

SEC “Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United States Securities and Exchange Commission” 2008

## 11. Value Reporting

III 2. 参照。

### 【参考文献等】

Eccles, Robert G., Robert H. Herz, E. Mary Keegan and David M. H. Phillips “The ValueReporting Revolution – Moving Beyond the Earnings Game” John Wiley & Sons, 2001（中央青山監査法人／PwCコンサルティング訳「企業情報の開示 - 次世代ディスクロージャーモデルの提案」東洋経済新報社、2002年）

## 12. Enhanced Business Reporting (EBR)

III 3. 参照。

### 【参考文献等】

EBRC ホームページ <http://www.ebr360.org/>

## 13. Balanced Scorecard

企業の業績をミッションや戦略から導き出した包括的な指標によって評価するものであり、四つの視点（財務的視点、顧客の視点、社内ビジネス・プロセスの視点、学習と成長の視点）から業績評価指標を設定する。

### 【参考文献等】

Kaplan, Robert S. and David P. Norton “The Balanced Scorecard—Measures That Drive Performance” Harvard Business School Press, 1996（吉川武男訳「バランス・スコアカードー新しい経営指標による企業改革」生産性出版、1997年）

## 14. Valuechain Scoreboard

ニューヨーク大学のレブ教授は、経営者や投資家に知的財産情報が欠落している現状を憂慮し、知的財産創出プロセスに関する新しい包括評価システムを提案した。このシステムは、企業が生み出す価値創造プロセスの時間軸を指標に取り入れたこ

とで、価値創造を視覚化させた指標として高い評価を得た。

【参考文献等】

Lev. Baruch “Intangibles – Management, Measurement, and Reporting”  
Brookings Institute Press, 2001（広瀬義州・桜井久勝監訳「ブランドの経営  
と会計」東洋経済新報社、2002年）

## II 欧州

### 1. イギリス Operating and Finance Review (OFR)

OFRとは、事業年度及び将来に亘る企業の発展、業績及び状態の基礎となる主要な傾向、要因について、アニュアル・レポートとともに提供される説明的報告を指す。英国会計基準審議会（Accounting Standard Board:ASB）は、取締役が企業の社会的責任の要素を考慮しつつ、どのような経営をしたのかを株主に説明するために、1993年7月に最初のOFR（Operating and Finance Review）に関するステートメントを公表（その後、2003年1月に更新）、当初、その適用は2005年4月1日以降開始する事業年度を予定されていた。ところが産業界を中心として強い反発があり、同年11月に英国産業連盟（CBI）の年次総会においてOFR導入法の廃止が宣言されたことにより、その導入は頓挫した。結果として、2005年5月に公表されていた英国報告基準第1号（Reporting Standard 1: RS1）も公式には廃止され、OFRに関するベストプラクティスとしての位置付けに変更された。2006年1月に公表されたOFR報告意見書（Reporting Statement: Operating and Financial Review）も強制力を持つものではなく、あくまでも望ましい開示の在り方について述べているにすぎない。この中でASBは、OFRの定義とともにその作成目的や開示の枠組みについて述べるとともに、導入ガイド（Implementation Guidance：IG）を提示、関連する23種類のKPIを例示している。ASBは、2008年1月に、Press Notice 318 「ASB provides additional narrative reporting guidance for UK companies」を公表し、英国企業は、2006年12月の改正により要求された会社法第417条における取締役会報告書（Director's Report）の一部として事業レビュー（business review）の開示を2007年10月以降開始する事業年度より開始すること及びOFR報告意見書を開示のガイドラインとすることが望ましいとして会社法とOFR報告意見書との対応表を作成している。

OFR報告意見書では、開示の枠組みの例示として、以下の事項が挙げられている。

- ・ 市場、競争状況、規制関係を含む事業そのものに関する情報と会社の事業目的及び戦略
- ・ 現在及び将来における事業の発展と業績
- ・ 会社の長期的な価値に影響を与える資源、主要なリスク及び不確実性と相互関係

- ・ 現在及び将来に亘る資本構成、財務状況に関する情報を含む事業の状況
- ・ 環境問題、従業員及び社会的・地域問題に関する情報
- ・ 取引先、株主、役員に関する情報

一方、OFRに関する監査手続きについては、英国監査務審議会（APB）が、2005年10月にOFR監査基準（ISA720：International Standard on Auditing(UK and Ireland) 720(Revised)）の公開草案を作成し（2006年4月に改訂）、監査を実施する場合の基本原則、監査手続、監査報告書の記載例などを提示している。監査人は、経営者による事業レビューにおいて監査済み財務情報から引用される情報につき財務諸表との整合性を確認するとともに、仮に両者の間で不整合が生じている場合、その解消のために必要な修正を会社に行行させる努力をすることとされている。

【参考文献等】

英国財務報告審議会ホームページ：<http://www.apb.org.uk/index.cfm>

ASB PN 318(Accounting Standard Board Press Notice No.318)

International Standard on Auditing (UK and Ireland) (Exposure draft)

## 2. デンマーク Intellectual Capital Statements-The New Guideline（知的資本報告書ガイドライン）

Intellectual Capital Statements-The New Guideline（知的資本報告書ガイドライン）は、2000年にデンマーク政府より公表され、2003年に改訂されている。全ての企業を対象としたもので、作成は任意であり、独立報告書とするケースも存在するが、大企業において、知的資本が将来の企業収益にとって重要な影響を与える場合には、アニュアル・レポートの補足資料として、開示が推奨されている。人的資本の重要性や自社のイノベティブな性向の伝達を目的としている。

特徴としては、Analyzing Capital Statementsを併せて公表し、客観的な数値情報からなる指標により、経営課題や具体的行動計画を定義し、評価するモデルを例示している。具体的には、従業員、顧客、プロセス、技術の四つの知的資本を獲得、強化するために、効果、活動、資源の三つの観点から分析を行い、経営理念、経営課題、具体的行動計画、指標の開示の四つを構成要素としてこれらを整合的に纏め上げる方法について詳述している。

【参考文献等】

Intellectual Capital Statements-The New Guideline

経済産業省「通商白書2004年」

日本公認会計士協会研究報告第29号「「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」2006年、「IV 海外の事例 2.デンマーク」

## 3. スウェーデン IC-Rating

IC-Rating は、Leif Edvinssonの知的資本に関する理論をもとに、Intellectual

Capital Sweden AB (ICAB) が開発した知的資本を評価、測定するツールである。全企業を対象としたもので、開示は任意であり、1997年公表された。

特徴としては、

- ・ 将来価値を生み出すICの効率性
- ・ 現在の効率性への脅威（リスク）
- ・ 現在の効率性の開発と刷新

の三つの観点より企業分析を行なっている。230にも及ぶパラメーターの測定を行い、インタビューを通じて最終的なランク付けを行う。

#### 4. スウェーデン Intellectual capital prototype report

将来の企業価値創造に向けて企業を方向付け、企業の見えざる価値と将来の企業価値創出に対する貢献について、利害関係者の理解を促進する目的で、SKANDIA社により開発され、1994年に公表された。

特徴としては、見えざる資産を「知的資産 (Intellectual Property)」とし、財務資本と知的資産を関連付けた評価手法であり、知的資本は四つのフォーカス（顧客フォーカス、処理フォーカス、人的フォーカス、リニューアル・開発フォーカス）によって構成されている。

##### 【参考文献等】

Edvinsson, Leif and Michael S. Malone “Intellectual Capital – Realizing Your Company’s True Value by Finding Its Hidden Brainpower” HarperCollins, 1997  
（高橋透訳「インテレクチュアル・キャピタル」日本能率協会マネジメントセンター、1999年）

#### 5. オーストラリア Guiding Principles on Extended Performance Management III 7. 参照。

EPM活用の実績については、統計的データはないため詳細は不明だが、実際の開示例として、The NSW Department of Landsがアニュアル・レポートにおいて、EPMガイドラインに沿う形で、Intellectual Capital Statementを開示している。

##### 【参考文献等】

SKEホームページ：<http://www.ske.org.au/>

Australian Guiding Principles on Extended Performance Management

#### 6. オーストリア Austrian Research Centre (ARC) IC Reporting

1999年、Austrian Research Centers (ARC) より公表された知的資本 (IC) 報告書である。組織内外へのコミュニケーションツールとしての活用を想定しているが、特に、投資家に代表される外部ステークホルダーに対して、R&D等が投資へのリターンを如何に創出しているのかを説得的に説明することが可能であるとする。また、



知的資本へフォーカスを当てるだけに留まらず、科学教育への投資が大学において如何に利用され、アウトプットにどうつなげたのかを明確にすることも目的としている。

報告書は次のプロセスを経て作成される。

- ・ 明確なナレッジゴールの設定
- ・ 知的資本の活用に向けたフレームワークの形成 知的資本（構造、人的、関係資本）をナレッジ生産のインプットとして認識
- ・ 獲得されたナレッジの結果

オーストリアの全ての大学は、2006年よりIC報告書の提出が義務付けられている。各大学は、インプット、アウトプット、研究及び指導などのパフォーマンス指標の公表が求められている。

【参考文献等】

ARCホームページ [http://www.arcs.ac.at/home\\_en.html](http://www.arcs.ac.at/home_en.html)

## 7. ドイツ Intellectual Capital Statement-Made in Germany（知的資本報告書ガイドライン）

当初、フラウンホーファー協会のナレッジマネジメントコンピテンシーセンターのプロジェクトコンソーシアムで作成されたものをドイツ企業に即したもののにするために修正したものである。その過程で、企業に対して応募をかけ14社の中小企業にパイロット導入した。開示例は30社程度。ガイドラインは、2004年ドイツ政府より公表されている。作成は任意である。

中小企業をその作成主体として想定しており、ナレッジマネジメントツールとしての活用や戦略的な顧客関係作り、サプライヤーとのアライアンス関係の構築などにも利用できると考えられている。さらに伝統的な貸借対照表が企業の過去の情報しか扱っていないのに対して、当該報告書が成功要因、潜在的なイノベーションに影響を与える企業のコンピテンシーに関する情報を提供でき、結果として銀行や投資家が行う投資判断に資することができるとしている。

従業員のスキルや行動様式などの人的資本、IT化、知的資産の利用活用状況、プロセス管理、組織風土などの構造資本、更に顧客のみならずサプライヤーや社会との関係構築を示す関係資本の三つに知的資本を分類しており、報告書は、組織の知的資本を評価し、発展させるツールであると定義されている。ただし、報告書が有用であるか否かは、経営者の報告書に対する関心度の高さや企業風土などに影響されるものであるとして、報告書作成の前提条件をチェックするためのリストが用意されている。

報告書の作成に当たっては、

- ・ 初期状態の記述
- ・ 知的資本の調査

- ・ 知的資本の評価
- ・ 知的資本の指標の決定と評価
- ・ 知的資本の伝達
- ・ 知的資本の管理

といったステップを経ることがガイドラインに示されている。

【参考文献等】

Intellectual Capital Statement-Made in Germany Guideline

日本公認会計士協会研究報告第29号「「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」2006年、「IV 海外の事例 3.ドイツ」

## 8. フランス Intellectual Capital dynamic Value(IC-VAI)

2000年から2003年にかけて、Ahmed Bounfour教授が開発した内部管理目的を中心とした未来志向型・動的視点からの知的資本への戦略的アプローチである。

財務情報と同様、相対的な指標情報により、知的資本を測定する。具体的には、下記に示す四つの相互関連的な四つの競合力を定義する要因に沿って動的（ダイナミック）に定義される。

- ・ インプット（有形資産、研究開発投資、技術獲得などの生産プロセスへの投入資源）
- ・ プロセス（無形資産の活用を伴う戦略は必ずプロセスを通して実行される）
- ・ 資産（知的資本）
- ・ アウトプット

定義された各要因ごとにベンチマーキング手法を適用することによって、ベストパフォーマーと比較した自社（自国）がどのようなポジションにあるかを把握することができる。ベンチマーキングの適用にあたっては、活動レベル、会社レベル、グループ企業体、国レベル、地域レベルなど様々な組織共同体に適用可能な複合的な指標のみならず、特殊な指標の利用も可能である。

## 9. MERITUMプロジェクト

III 4. 参照。

【参考文献等】

MERITUM Final Report, 2001

## 10. E\*KNOW-NET PROJECT

MERITUMプロジェクトの成果を活用、促進するため、欧州及び世界各国から無形資産に関するセンター及び既存・潜在的利用者を結集させ、無形資産に関する欧州の研究・コミュニケーションのためのネットワークとして設立されたプロジェクトである。無形資産の調査に関心のある既存のコミュニティーを顕在化させ、四半期

ベースのニュースレターの構成を発展させるとともに、すべての関連するリソースとネットワークをサポートする技術的なプラットフォームを開発、維持、改良することに焦点を当てている。2001年から2003年にわたって議論が行われ、報告書がまとめられた。

取組みの結果として、ナレッジマップの構築、コミュニティの意識の醸成とWebサイトを核としたバーチャルスペースの創出、無形資産に関する調査における欧州のリーダーシップの発揮と先進的な取組みの促進、ネットワークの創出によるコミュニケーションと普及に関する新たな戦略の活用、ネットワークを中心とした体制の構築その顕在化などの成果を上げることができたとしている。一方で、グローバルなマーケティング戦略の構築、Webサイトの活用を評価するためのツールの開発と採用、新しいテクノロジーの採用によるインタラクティブなネットワークの構築、より洗練されたナレッジマネジメントツールの導入などが今後の必要な取組みとして挙げられている。

【参考文献等】

E\*KNOW NET REPORT OF WORK

11. PRISMプロジェクト

III 5. 参照。

【参考文献等】

THE PRISM REPORT 2003, Research findings and policy recommendations

12. RICARDISプロジェクト

III 6. 参照。

【参考文献等】

RICARDIS “Reporting Intellectual Capital to Augment Research, Development and Innovation in SMEs” 2006

### III 日本

1. ブランド価値評価モデル

2002年に公表された経済産業省ブランド価値評価研究会による「ブランド価値研究会報告書」では、ブランド価値評価モデルの提案とブランドのディスクロージャーの在り方について検討されている。ブランド価値評価モデルについては、ほとんどの項目を公表されている財務諸表の数値で計算できるモデルを提案している。

ブランドのディスクロージャーの在り方については、

- ・ 財務諸表の構成要素の定義
- ・ 測定可能性

- ・ 目的適合性
- ・ 信頼性の観点

から検討を行っており、また開示する方法に関しては、

- ・ オンバランス
- ・ 注記等
- ・ ビジネス・リポーティング

の一環としてディスクローズすることを検討している。しかしながら、日本においては、当該報告書が出たものの、依然価値評価に関する客観性などの課題などがあるため、資産計上に関する議論よりも、財務報告外の取組みに注目が集まった。

【参考文献等】

経済産業省「ブランド価値研究会報告書」2002年

## 2. 知的財産報告書

知的財産立国政策の一環として導入された任意開示であり、「知的財産を積極的に活用する経営戦略を有する企業、すなわち、いわゆる『知財経営』を実践する企業が、市場において適正に評価されつつ持続的な成長を実現し得る」（「知的財産情報開示指針」）ための環境整備として始められた開示制度であり、企業の幅広い利害関係者に向けて発信されることを目指している。

作成指針として経済産業省が作成した「知的財産情報開示指針」があり、開示事例は経済産業省のホームページ上でも紹介されているが、開示の様式は、必ずしも「知的財産報告書」という独立様式に縛られず、アニュアル・レポート内の知的財産活動や研究開発活動に関連する情報として開示される例も多い。

特許権、ノウハウ等の知的財産の活用状況や研究開発活動が開示内容の中心となるため、開示企業は製造業が多い。また、上述のようにアニュアル・レポートの一部として組み込まれる事例も目立つことから、アニュアル・レポートを開示する企業が増加するにつれて情報開示が進むという側面を有している。

【参考文献等】

経済産業省「知的財産情報開示指針」2004年

## 3. 知的資産経営報告

Ⅲ 8. 参照。

【参考文献等】

経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン」2005年

中小企業基盤整備機構「中小企業のための知的資産経営実践の指針」2007年

日本公認会計士協会研究報告第29号「「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」2006年

#### 4. 環境報告書及びCSR報告書

環境報告書は環境対策の一環として取組みが始められた情報開示であり、CSR報告書は企業の社会的責任全般に係る活動内容を報告するための情報開示である。これら二つの報告書は、ともに広い範囲の利害関係者を意識した情報開示であるといえる。

作成指針として、環境報告書では「環境報告書ガイドライン」（環境省、現在は環境報告ガイドライン）に改称）が公表されており、また、環境報告書とCSR報告書に共通した国際的ガイドラインとしては、オランダに本拠を置く非営利団体であるGRI（グローバル・リポーティング・イニシアティブ）の発行するガイドラインが有名である。近年は、このGRIガイドラインに基づいてCSR報告書を作成する企業が増加しており、環境報告書開示がCSR報告書に発展していく傾向が見受けられ、開示企業数も近年着実に増加している。上記GRIガイドラインでは開示の信頼性を高めるために第三者保証の利用を推奨しており、我が国における環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律においても、第三者審査を受けること等によりその信頼性を高めるように努めることが求められている。

##### 【参考文献等】

環境省「環境報告ガイドライン」

環境省「環境報告書審査基準案」

環境省・日本公認会計協会「CSR情報審査に関する研究報告」2007年

日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第9号「環境会計に対する基本的な考え方～環境会計の概念フレームワーク構築に向けて（中間報告）」1999年

同研究報告11号「『財務会計の枠組み内での環境会計』をめぐる国際的研究動向と我が国における課題」2001年

同研究報告第13号「環境報告書保証業務指針（試案）（中間報告）」2001年

同研究報告第17号「環境会計計算書体系の確立に向けて（中間報告）」2002年

同研究報告第19号「環境報告書保証業務の現状と課題」2002年

同研究報告第22号「我が国における環境会計の課題と今後の発展方向」2004年

同研究報告第26号「CSRマネジメント及び情報開示並びに保証業務の基本的な考え方について」2005年

同研究報告第28号「企業価値向上に関するKPIを中心としたCSR非財務情報項目に関する提言」2006年

同研究報告第27号「投資家向け情報としての環境情報開示の可能性」2006年

同研究報告第33号「我が国における気候変動リスクに関わる投資家向け情報開示－現状と課題」2007年

同研究資料第2号「CSR情報に関するKPIの選択とその開示－CSR情報におけるKPIマネジメント活用に向けて－」2007年

同研究報告第34号「気候変動リスクに関する投資家向け開示フレームワークの現状と方向性」2008年

同研究報告第35号「日本企業の労働KPI」2009年

## 5. 研究開発費等に係る会計基準

- (1) 現行、研究開発費はすべて発生時に費用処理することが求められている。その根拠としては、①研究開発費の発生時においては将来の収益獲得が可能か不明確であり、資産として貸借対照表に計上することが適当ではないこと、②資産計上を求めた場合には、実務上客観的に判断可能な要件を規定することが困難であり、抽象的な要件のもとで資産計上を求めることとした場合には企業間の比較可能性が損なわれるおそれがあること、が挙げられている。

### 【参考文献等】

企業会計審議会 研究開発費等に係る会計基準

- (2) 国際財務報告基準は一定の基準を設け、開発から生じた無形資産のうち基準を満たすものは資産として認識しなければならないとしている。このため、企業会計基準委員会により我が国の現行の会計基準の検討が行われ『研究開発費に関する論点の整理』（平成19年12月27日）が公表されている。当該論点整理で、開発費の資産計上の要否について、肯定的な考え方と否定的な考え方の双方を論じ、今後関係者の意見を求めて引き続き検討を行うとしている。肯定的な考え方は、企業の研究開発投資の重要性が増し、その成果が将来の企業の事業活動に重要な影響を与えることを考慮し、すべての研究開発費を発生時に費用処理するという画一的な取扱いをやめ、資産性が明確なものは貸借対照表に計上して情報開示のニーズに答えようというものである。否定的な考え方としては、資産計上の判断基準が企業により異なってしまう、企業間の比較可能性が阻害されるのではないかというものや、提供される情報の有用性以上に財務諸表作成者の負担が過大になり、費用に見合う効果が得られないのではないかというものなどである。

2008年12月に企業会計基準委員会によって公表された『「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正』では、論点整理を踏まえて、企業結合により被取得企業から受け入れた資産については、適用しないこととされた。詳細については後述の企業結合会計で述べる。

### 【参考文献】

企業会計基準委員会「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」2008年

企業会計基準委員会「研究開発費に関する論点の整理」2007年

## 7. 企業結合に関する会計基準

- (1) 2008年10月現在の日本の企業結合会計基準では、企業結合時の取得原価の配分

として、「取得した資産に法律上の権利又は分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、取得原価を当該無形資産等に配分することができる（企業結合会計基準三2(3)）」としている。また、取得した仕掛中の研究開発プロジェクトについては、「取得対価の一部を研究開発費等（ソフトウェアを含む）に配分したときは、当該金額を配分時に費用処理する（企業結合会計基準三2(3)）」としている。そして、のれんは、「20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する（企業結合会計基準三2(4)）」としている。なお、無形資産に配分した場合、米国会計基準と同様、会計監査人の監査の対象であるため、会計監査人は、評価の専門部門の助けを借りて、監査を実施している。

【参考文献等】

企業会計審議会「企業結合に係る会計基準」2008年

(2) 2009年12月に企業会計基準委員会によって公表された「企業結合にかかわる会計基準」では、上記日本の無形資産の取扱いについて、以下の改正が行われた。

企業結合時の取得原価の配分として、「受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う（企業結合に関する会計基準29）」としている。これは、識別可能な無形資産と判断された以上、その会計上の取扱いについては選択肢を残すべきではないためと考えられる。また、取得した仕掛中の研究開発プロジェクトについて、「国際的な会計基準においては、研究開発費の取扱いとの整合性よりも、企業結合により受け入れた他の資産の取扱いとの整合性をよりも、企業結合により受け入れた他の資産の取扱いとの整合性を重視して、識別可能性の要件を満たす限り、その企業結合日における時価に基づいて資産として計上することが求められている（同101）」ことから、「価値のある成果を受け入れたという実態を財務諸表に反映することになると考えられるため、企業結合の取得対価の一部を研究開発費等に配分して費用処理する会計処理を廃止（同101）」している。

他方、のれんについては、従来と同じく、「規則的な償却を行う」方法に一定の合理性があることや、子会社化して連結する場合と資産及び負債を直接受け入れ当該企業を消滅させた場合との経済的な同一性に着目し、正の値であるのれんと投資消去差額の会計処理との整合性を図る等の観点から、規則的な償却を採用し（同107）」ている。

【参考文献等】

企業会計基準委員会「企業結合に関する会計基準」2008年

#### IV 国際財務報告基準

国際財務報告における動向を紹介する。大きな動きとしては、改訂IAS36号「資産の減損」によるのれんの減損テストの方法につき見直し、改訂IAS第38号「無形資産」による無形資産の耐用年数と償却方法につき見直し、IFRS第3号「企業結合」による企業結合で取得した無形資産の会計処理の策定が挙げられる。会計基準であり、投資家等の財務諸表の利用者が対象となる。

改訂IAS第36号及び改訂IAS第38号の主要な変更点としては、まず、のれんの減損テストを、毎年、又は事象や状況の変化により減損の可能性が示されている場合にはより頻繁に実施することである。耐用年数が不確定の無形資産については償却を行わず、その代り、毎年、又は事象や状況の変化により減損の可能性が示されている場合にはより頻繁に、減損テストを実施する。のれん又は耐用年数が不確定の無形資産を非償却としていることにより、減損テストへの依拠の度合いは大きくなる。しかし、減損テストの性質上、非償却資産の帳簿価額や、当該資産が減損していないというそれに関連した主張の根拠は、経営者の予測のみであることが多い。したがって、IASBは、のれん及び耐用年数が不確定の無形資産についての減損テストの透明性と信頼性を増大させるために、これらの開示規定を含めている。

IFRS第3号の主なポイントは、IFRS第3号の適用範囲に含まれるすべての企業結合は、パーチェス法で会計処理しなければならないとしたことである。企業結合で取得した無形資産は、それが資産の定義に合致し、分離可能であるか又は契約その他の法的権利から生じたものであり、かつ、公正価値を信頼性をもって測定できる場合には、のれんとは別個の独立した資産として認識しなければならない。取得した識別可能資産及び引き受けた負債と偶発負債は、公正価値で当初測定しなければならない。のれん、及び耐用年数が不確定の無形資産については、償却を禁止している。

##### 1. Management Commentary

IASBでは、Management Commentary（以下「MC」という。）について、実務指針を作成するためのプロジェクトが発足し、2005年10月に検討資料（ディスカッション・ペーパー）が作成された。米国基準におけるMD&AをIFRSの枠組みでどうとらえるかという議論を出発点とし、MCを財務報告の一部（但し現状IFRS枠外）として考えるという立場に立っている。MCの定義を「経営者のコメントで財務報告の一部、対象期間及び将来の企業の発展、業績、状況の傾向と要因を説明」とし、その目的を投資家のために、（ア）企業活動環境での財務諸表の解釈・評価、（イ）企業の最重要課題に対する経営者の見解の評価、（ウ）企業の戦略と成功可能性の評価としている。

質の高いMCの特徴としては、三つの原則（①財務諸表の補足・補完、②経営者の視点、③未来志向）と、四つの質的な特徴（①理解可能性、②目的適合性、③信頼性（検証可能性、バランス）、④時系列比較可能性）を掲げている。MC開示と注記



開示の基準の差異としては、MCは、企業及び活動環境の文脈で財務諸表に追加的に情報を加える位置付けであるが、注記は財務諸表の理解に不可欠な要素としている。そのうえで、企業の財務報告は、主要財務諸表と注記、及びMCからなるパッケージであるべきだと結論付けた。ただし、保証については、各国の事例、困難性を示すにとどめている。

実際に、IASBでの基準として設定する場合は、IAS34のInterim Financial Statementsのケースのように、IFRSの枠外だが、MC独自の基準の設定が望ましいという結論を出している。

その後、2009年6月に公開草案Exposure Draft「Management Commentary」が公開された。概要についてはIII(10)参照。

【参考文献等】

IASB, Discussion Paper “Management Commentary” 2005

## V その他

1. World Intellectual Capital/Intellectual Assets Initiative(WICI), the world's business reporting network

III(9)参照。

【参考文献等】

WICI ホームページ : <http://worldici.com/>

### 資料3 参考文献

会員の便宜のために、企業情報開示の改革や知的資産情報について検討がなされている比較的入手しやすい参考文献を紹介する。なお、欧州におけるMERITUM、PRISM及びRICARDIS各プロジェクトでは、大量の研究成果がホームページ上で公表されているので、そちらを参照願いたい。また、EBRC、WICIのホームページでも参考文献をウェブ上で公表しているので合わせて参照願いたい。

#### 【日本語文献】

1. 秋山直「米国の無形資産会計」信山社、2004年
2. 筏井大祐「EDINET対応XBRL財務諸表の作成ガイドブック」中央経済社、2009年
3. 池田公司「知的資産の監査」中央経済社、2009年
4. 伊藤邦雄「コーポレートブランド経営 - 個性が生み出す競争優位」日本経済新聞社、2000年
5. 伊藤邦雄編著「無形資産の会計」中央経済社、2006年
6. 梅原秀継「のれん会計の理論と制度 - 無形資産および企業結合会計基準の国際比較」白桃書房、2000年
7. 岡田依里「企業評価と知的資産」税務経理協会、2002年
8. 岡田依里「知財戦略経営」日本経済新聞社、2003年
9. 加賀谷哲之「無形資産の開示とIR」一橋ビジネスレビュー、2003年冬号
10. 刈屋武昭編著「ブランド評価と価値創造 - モデルの比較と経営戦略への適用」日経広告研究所、2005年
11. 経済産業省「ブランド価値評価研究会報告書」2002年
12. 経済産業省「通商白書2004年」
13. 経済産業省「知的資産経営の開示ガイドライン」2005年
14. 経済産業省「知的資産経営の視点と開示実証分析調査 - 『強み』の開示とステークホルダーとの対話」2007年
15. 経済産業省知的財産政策室「知的資産経営評価融資の秘訣」2009年
16. 古賀智敏「知的資産の会計 - マネジメントと測定・開示のインターアクション」東洋経済新報社、2005年
17. 古賀智敏・榊原茂樹・與三野禎倫編著「知的資産ファイナンスの探求 - 知的資産情報と投資・融資意思決定のメカニズム」中央経済社、2007年
18. 紺野登「ダイナミック知的資産 - 不完全性からの創造」白桃書房
19. 柴健次・須田一幸・薄井彰編著「現代のディスクロージャー - 市場と経営を革新する」中央経済社、2008年
20. 白石和孝「知的無形資産会計」新世社、1997年
21. 白石和孝「イギリスの暖簾と無形資産の会計」税務経理協会、2003年

22. 新日本有限責任監査法人事業開発部「会社の知的資産を『見える化』する方法」中経出版、2008年
23. 鈴木公明「知的財産の価値評価－特許権の証券化と積極的活用に向けて」IMS出版、2003年
24. 鈴木公明「知財評価の基本と仕組みがよ～くわかる本」秀和システム、2004年
25. 田中敏行「ブランド資産入門」多賀出版、2000年
26. 田中敏行「米国ブランド知的財産の法と会計」日本評論社、2007年
27. 知的財産総合研究所編・広瀬義州他著「『ブランド』の考え方」中央経済社、2003年
28. 中小企業基盤整備機構「中小企業のための知的資産経営マニュアル」2007年
29. 中小企業基盤整備機構「中小企業のための知的資産経営実践の指針－知的資産経営報告書作成支援調査・研究編」2008年
30. 中小企業基盤整備機構「中小企業のための知的資産経営実践の指針－知的資産経営ファイナンス調査・研究編」2008年
31. デロイトトーマツFAS(株)「M&A無形資産評価の実務」清文社、2006年
32. 戸田統久「知的資産レポーティングの構造と展望」雑誌会計、2009年5月号
33. 中野誠「業績格差と無形資産－日米欧の実証研究」東洋経済新報社、2009年
34. 日本会計研究学会特別委員会中間報告「財務報告の変革に関する研究」2008年
35. 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会研究報告第20号「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」2009年
36. 日本公認会計士協会「知的資産経営情報の開示と公認会計士の役割について」2006年
37. 日本不動産鑑定協会調査研究委員会鑑定評価理論研究会編著「知的財産権の適正評価システム－基本的考え方から実例分析まで」住宅新報社、2008年
38. 花堂靖仁「Intangiblesの情報化とコミュニケーションの展開に向けて」ARI研究所／あずさ監査法人「人的資本についての論考」、2008年
39. 花堂靖仁・ダイヤモンド社「XBRLの衝撃」ダイヤモンド社、2008年
40. 花堂靖仁・芝坂佳子・ロバート G. エクレス「財務報告から『事業報告』の時代」ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス、2008年3月号
41. 広瀬義州「知的財産会計」税務経理協会、2006年
42. 広瀬義州編著「特許権価値評価モデル（PatVM）活用ハンドブック」東洋経済新報社、2005年
43. 広瀬義州編著「特許権価値評価モデル（PatVM）」東洋経済新報社、2006年
44. 藤田誠「企業評価の組織論的研究－経営資源と組織能力の測定」中央経済社、2007年
45. 古庄修「財務報告の体系の再編成－IASB討議文書『経営者による説明』からの接近」雑誌会計、2007年10月号

46. 別冊NBL編集部編「知的財産報告書の事例分析」商事法務、2004年
47. 三代まり子・西原直「創る・守る・生かす！知的資産経営」税務研究会出版局、2008年
47. 山本英一・俣野敏道「知的財産政策の新展開 - 知的財産から知的資産へ」知財ぷりずむ、2009年1月号
49. 山本英一・俣野敏道「知的財産政策の新展開（第2部） - 金融機関における知的資産評価の視点」知財ぷりずむ、2009年2月号
50. 山本英一・俣野敏道「知的財産政策の新展開（第3部） - 世界的潮流の知的資産」知財ぷりずむ、2009年3月号
51. 山本大輔・森智世「知的資産の価値評価」東洋経済新報社、2002年
52. 劉慕和「研究開発投資の会計処理と市場の評価」同文館出版、2006年
53. 渡邊俊輔編著「知的財産 - 戦略・評価・会計」東洋経済新報社、2002年

#### 【海外文献】

1. AICPA “Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting” 1994（八田進二・橋本尚共訳「アメリカ公認会計士協会・ジェンキンズ報告書 事業報告革命」白桃書房、2002年）
2. AICPA, Whitepaper “The Shifting Paradigm in Business Reporting and Assurance” 2008
3. Association for Investment Management and Research “Financial Reporting in the 1990s and Beyond” 1993（八田進二・橋本尚共訳「投資管理調査協会 21世紀の財務報告」白桃書房、2001年）
4. Benston, George J., Michael Bromwich, Robert E. Litan, and Alfred Wagenhofer, “Following the Money – The Enron Failure and the State of Corporate Disclosure” AEI-Brookings Joint Center for Regulatory Studies, 2003
5. Benston, George J., Michael Bromwich, Robert E. Litan, and Alfred Wagenhofer, “Worldwide Financial Reporting – The Development and Future of Accounting Standards” Oxford University Press, 2006（川村義則・石井明監訳「グローバル財務報告 - その真実と未来への警鐘」中央経済社、2009年）
6. Blair, Margaret M. and Steven M. H. Wallman “Unseen Wealth – Report of the Brookings Task Force on Intangibles” Brookings Institute Press, 2001（広瀬義州他訳「ブランド価値評価入門 - 見えざる富の創造」中央経済社、2002年）
7. Bray, Michael “New Directions in Business – Performance Reporting, Communications and Assurance” ICAA, 2002
8. CFA Institute “A Comprehensive Business Reporting Model” 2007
9. Cokins, Gary “Performance Management – Integration Strategy Execution, Methodologies, Risk, and Analytics” John Wiley & Sons, 2009

10. DiPiazza Jr., Samuel A., and Robert G. Eccles “Building Public Trust – The Future of Corporation Reporting” John Wiley & Sons, 2002
11. DTT(Deloitte Touche Tohmatsu) “In the dark – What boards and executives don’t know about the health of their businesses” 2004
12. DTT “In the dark – What boards and executives STILL don’t know about the health of their businesses” 2007
13. EBRC(Enhanced Business Reporting Consortium) “EBRC Framework Version 2.1” 2006
14. Eccles, Robert G., Robert H. Herz, E. Mary Keegan and David M. H. Phillips “The ValueReporting Revolution – Moving Beyond the Earnings Game” John Wiley & Sons, 2001 (中央青山監査法人／PwCコンサルティング訳「企業情報の開示 - 次世代ディスクロージャーモデルの提案」東洋経済新報社、2002年)
15. Edvinsson, Leif and Michael S. Malone “Intellectual Capital – Realizing Your Company’s True Value by Finding Its Hidden Brainpower” HarperCollins, 1997 (高橋透訳「インテレクチュアル・キャピタル」日本能率協会マネジメントセンター、1999年)
16. Epstein, Marc J., “Making Sustainability Work – Best Practice in Managing and Measuring Corporate Social, Environmental, and Economic Impacts” Greenleaf Publishing, 2008
17. EFRAG(European Financial Reporting Advisory Group) “What (if anything) is wrong with the good old income statement?” 2006
18. Eustace, Clark “The Intangible Economy – Impact and Policy Issues” Report of the European High Level Expert Group on Intangible Economy, 2000
19. FASB Steering Committee Report Business Reporting Research Project “Improving Business Reporting : Insights into Enhancing Voluntary Disclosures” 2000
20. Gazdar, Kaevan “Reporting Nonfinancials” John Wiley & Sons, 2007
21. Hand, John and Lev, Baruch “Intangible Assets – Values, Measures, and Risks” Oxford University Press, 2003 (広瀬義州・晝間文彦・長束航・中嶋隆一・渡辺剛他訳「無形資産の評価」中央経済社、2008年)
22. “Harvard Business Review on Measuring Corporate Performance” Harvard Business School Press
23. IASB, Discussion Paper “Management Commentary” 2005
24. IASB, Exposure Draft “Management Commentary” 2009
25. ICAEW (Institute of Chartered Accountants in England and Wales) “Inside Out – Reporting on Shareholders Value” 2000
26. ICAEW “New Reporting Models for Business” 2003
27. ICAEW “Digital reporting : a progress report” 2004
28. ICAEW “Assurance on Non-financial Information – Existing Practices and Issues”

2008

29. ICAEW “The Management Commentary : Comparing Narrative Outcomes from Alternative Regulatory Regimes” 2008
30. ICAA(Institute of Chartered Accountants in Australia) “Extended performance reporting : a review of empirical studies” 2006
31. ICAA “Extended performance reporting : An overview of techniques” 2006
32. ICAA “Broad Based Business Reporting – The complete reporting tool” 2008
33. IFAC “ISAE3000 Assurance Engagements Other Than Audits or Reviews of Historical Financial Information” 2005
34. IFAC “Financial Reporting Supply Chain – Current Perspective and Direction” 2008
35. IFAC “Developments in the Financial Reporting Supply Chain – Results from a Global Study among IFAC Member Bodies” 2009
36. JP Morgan “Management incentives and strategy – Trends, business drivers and metrics across 20 sectors” Europe Equity Research, 2008
37. Kaplan, Robert S. and David P. Norton “The Balanced Scorecard—Measures That Drive Performance” Harvard Business School Press, 1996（吉川武男訳「バランス・スコアカードー新しい経営指標による企業改革」生産性出版、1997年）
38. Kaplan, Robert S. and David P. Norton “Strategy Maps : Converting Intangible Assets into Tangible Outcomes” HBS Press, 2004（櫻井通晴・伊藤和憲・長谷川恵一監訳「戦略マップ - バランス・スコアカードの新・戦略実行フレームワーク」ランダムハウス講談社、2005年）
39. Lev. Baruch “Intangibles – Management, Measurement, and Reporting” Brookings Institute Press, 2001（広瀬義州・桜井久勝監訳「ブランドの経営と会計」東洋経済新報社、2002年）
40. Litan, Robert E. and Peter J. Wallison “The GAAP Gap – Corporate Disclosure in the Internet Age” AEI-Brookings Joint Center for Regulatory Studies, 2000
41. Marr, Bernard “Strategic Performance Management – Leveraging and measuring your intangible value drivers” Butterworth-Heinemann, 2006
42. Marr, Bernard “Impacting Future Value : How to Manage your Intellectual Capital” CMA, AICPA and CIMA, 2008
43. MERITUM Final Report, 2001
44. OECD “Intellectual Assets and Value Creation – Implication for Corporate Reporting” 2006
45. OECD “Measuring What People Know : Human Capital Accounting for the Knowledge Economy” 1996（水元豊文訳「知を測る」インフラックスコム、1999年）
46. Parmenter, David “Key Performance Indicators” John Wiley & Sons, 2007

47. PRISM Report 2003
48. PwC(PricewaterhouseCoopers) “Corporate reporting – a time for reflection” 2007
49. PwC “Guide to key performance indicators” 2007
50. PwC “Guide to forward-looking information” 2007
51. PwC “Narrative Reporting” 2007
52. RICARDIS “Reporting Intellectual Capital to Augment Research, Development and Innovation in SMEs” 2006
53. SEC “Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United States Securities and Exchange Commission” 2008
54. SEC 21st Century Disclosure Initiative : Staff Report “Toward Greater Transparency : Modernizing the Securities and Exchange Commission’s Disclosure System” 2009
55. SKE(Society for Knowledge Economics, Australia) “Australian Guiding Principles on Extended Performance Management – A Guide to Better Managing, Measuring and Reporting Knowledge Intensive Organization Resources” 2005
56. SKE “Intangible Drivers of Organizational Productivity and Prosperity – International Trends and Development in Extended Performance Management, Measurement and Reporting” 2007
57. Sullivan, Patrick H. “Value-Driven Intellectual Capital – How to Convert Intangible Corporate Assets into Market Value” John Wiley & Sons, 2000 (森田松太郎監訳「知的経営の神髄 - 知的資本を市場価値に転換させる手法」2002年)
58. Tollington, Tony “Bland Assets” John Wiley & Sons, 2002 (古賀智敏監訳「ブランド資産の会計」東洋経済新報社、2004年)
59. Unerman, Jeffrey, James Guthrie and Ludmila Striukava “UK Reporting of Intellectual Capital” ICAEW, 2007
60. Upton Jr., Wayne S. “Business and Financial Reporting, Challenges from the New Economy” FASB Special Report, 2001
61. Zambon, Stefano and Giuseppe Marzo, “Visualising Intangibles : Measuring and Reporting in Knowledge Economy” Ashgate, 2007